

うつくしま 子どもプラン

— ふくしま子育て新時代 —



平成 7 年 3 月

福 島 県



● はじめに

21世紀の福島県を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ、心豊かにたくましく育つことは、県民すべての願いであります。

しかしながら、近年、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに様々な負担を感じる人が増加したことなどから、生まれてくる子どもの数が減少しています。

少子化の進行は、急速に進む高齢化とあいまって、将来的に経済や社会全体の活力を低下させるだけでなく、子どもの健やかな成長にも好ましくない影響を与えることが懸念されます。このため、社会全体で子育てを支援し、子どもを産みやすく、育てやすい環境を築くことが重要な課題となっています。

県としましては、長期総合計画『ふくしま新世紀プラン』において、“子育て環境の整備”を21世紀を目指す戦略的構想の一環に位置づけ、積極的に施策の展開を図ってまいりましたが、さらに、すべての県民が一体となってこの課題に取り組むための指針として、このたび『うつくしま子どもプラン—ふくしま子育て新時代』を策定いたしました。

このプランは、平成12年度までの「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」のための基本的方向を、8つの施策体系にまとめたものです。今後は、国や市町村、関係団体等の皆様と連携を図りながら、このプランの実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御支援をお願いいたしますとともに、児童環境づくりの輪が大きく広がりますことを祈念いたします。

終わりに、このプランの策定のために2年間にわたって熱心に御検討いただきました「福島県児童環境づくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの方々に、心から御礼申し上げます。

平成7年3月

福島県知事 左藤 栄佐久

目次

はじめに

〔総論〕

I 計画策定の必要性	1
II 計画の性格	2
III 子どもや家庭を巡る現状	3
1 出生率の低下と少子化の進行	3
2 晩婚化の進行	6
3 核家族世帯の増加	7
4 女性の職場進出の増加	7
IV 児童環境づくりの基本的な考え方	8
1 就労と育児の両立支援	9
2 育児の男女共同化の推進	10
3 生活環境の整備	10
4 相談支援体制の整備	11
5 母子保健・医療対策の充実	11
6 地域コミュニティの再生	12
7 子育て家庭への経済的支援	12
8 ゆとりある教育の実現	13
V プランの推進体制	16

〔各論〕

1 就労と育児の両立支援	17
(1) 保育サービスの充実	17
(2) 放課後児童対策の推進	18
(3) 雇用環境の整備	19
2 育児の男女共同化の推進	20
(1) 労働時間の短縮等	20

(2) 性別役割分担意識の是正	21
3 生活環境の整備	22
(1) 「遊び」の環境整備	22
(2) 住環境の整備	24
(3) 子育てにやさしい街づくりの推進	24
4 相談支援体制の整備	25
(1) 各相談機関の機能の強化	25
(2) 児童福祉施設・幼稚園等の専門的機能の開放	26
(3) 児童委員・主任児童委員活動の積極的展開	27
(4) 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援	27
(5) 社会教育における支援	28
5 母子保健・医療対策の充実	28
(1) 保健指導の充実	28
(2) 安心して出産できる環境整備	29
6 地域コミュニティの再生	30
(1) 保育所・児童館等による支援	30
(2) 社会教育における支援	30
7 子育て家庭への経済的支援	31
8 ゆとりある教育の実現	31
(1) 個性を重視した教育の推進	31
(2) 受験競争の緩和	32
(3) 多様な体験の機会の提供	32

参考資料

福島県児童環境づくり推進協議会設置要綱	33
児童環境づくり連絡調整会議設置要綱	36
うつくしま子どもプラン策定経過	38
「子育て環境に関する意識調査」の概要	39
「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (エンゼルプラン)」	51

論 總



I 計画策定の必要性

出生率の低下、核家族世帯の増加、都市化の進行、女性の社会進出の増大など子どもを取り巻く環境は近年大きく変化しています。特に出生率の低下は著しく、平成5年の合計特殊出生率は全国で1.46、本県でも1.72と総人口の減少を招かないために必要とされる2.08を大きく下回って推移していますが、過度の少子化は、子ども同士が触れ合う機会を減少させ、子ども自身の健やかな成長に大きな影響を与えるばかりでなく、急速な高齢化の進行ともあいまって、将来における地域社会の活力の低下をもたらすのではないかと懸念されています。

21世紀の社会が「高齢社会」と「少子社会」の二面性を持つにもかかわらず、従来、ややもすると高齢者対策に重点が置かれ、子どもや家庭を巡る問題について十分な議論がなされてきたとは言い難い状況にあります。活力ある福祉社会を構築するためには、両者はバランスよく推進していかなければなりません。

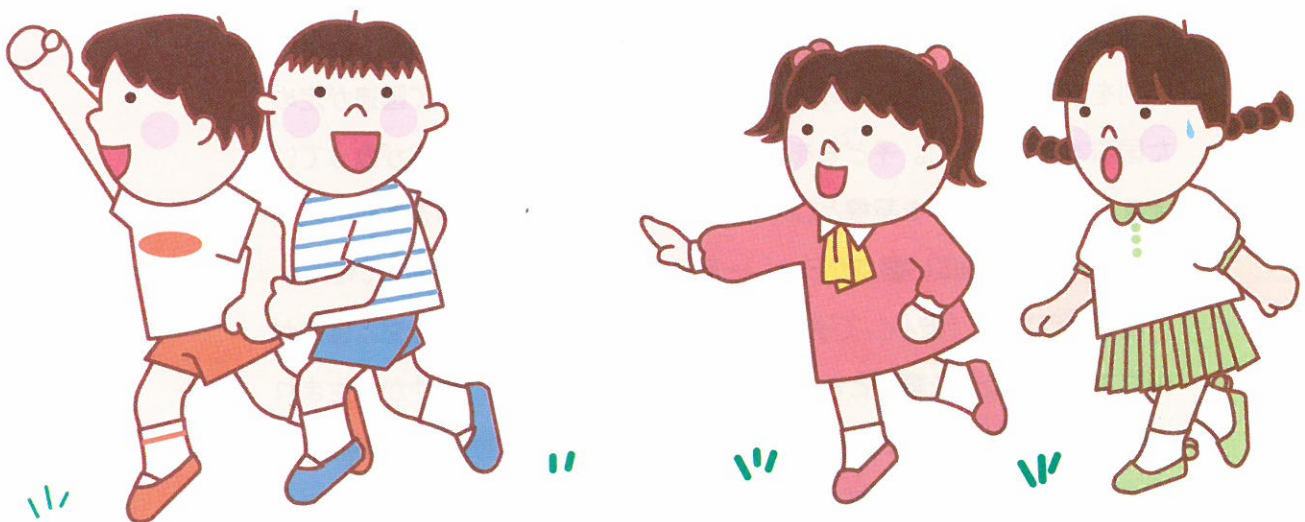
おりしも、平成6年は家族問題に対する政府・国民の関心を高め、家族の福利を支援・促進するための施策を助長することを目的として国連が定めた国際家族年でした。子どもを育む第一義的な責任は親や家庭が負っていますが、国際家族年を契機として子どもが成長する基盤である家庭に対する社会的支援を幅広い観点からより一層強化することが求められています。

このプランは、「安心して子どもを産み育てられる社会」、「育児と就労が両立できる社会」を築くとともに、次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つための環境づくりを社会全体で推進するための基本的方向を明確にし、子育て環境の整備を積極的に推進することを目的として策定するものです。

Ⅱ 計画の性格

「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり（児童環境づくり）」は、各界各層の一人ひとりが考え、行政のみならず家庭・学校・企業・地域社会等がその責務を分かち合い、福祉・教育・労働・保健医療・住宅等の分野の連携を強化しながら推進すべき課題であるため、県・市町村・関係機関・団体等が官民一体となって「児童環境づくり」を推進するための指針としてこのプランを位置づけます。

なお、本プランにおいては、県の長期総合計画である「ふくしま新世紀プラン」や第3次県社会福祉計画である「うつくしま、福祉プラン」との整合性に配慮し、平成12年度までの取り組みの基本方向を示していますが、国の施策や今後の社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを実施することとします。



Ⅲ 子どもや家庭を巡る現状

1 出生率の低下と少子化の進行

わが国の合計特殊出生率は、平成元年に丙午であった昭和41年の1.58をも下回る1.57を記録し、「1.57ショック」という言葉を生み出しましたが、その後も低下を続けています。

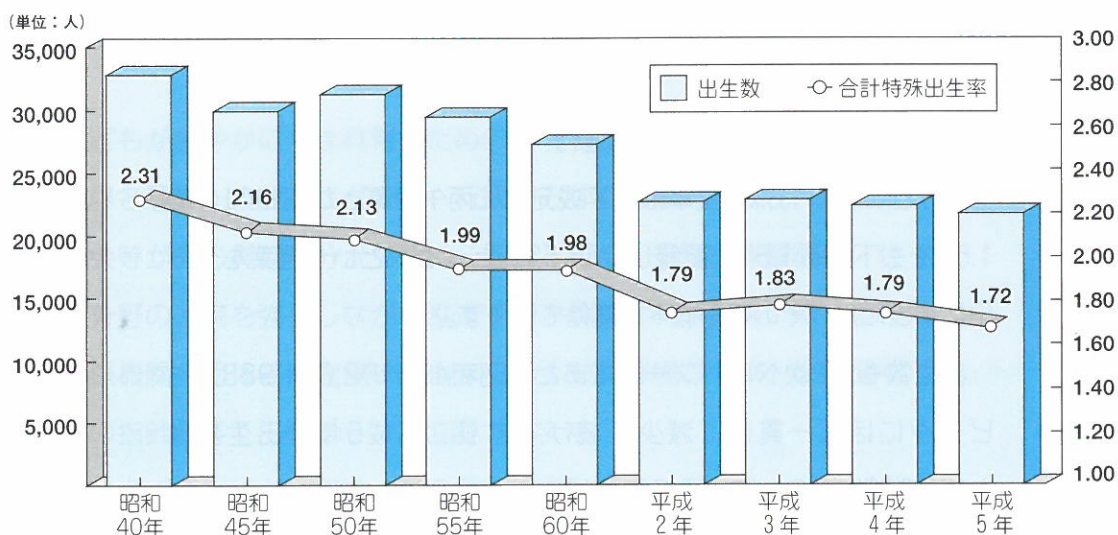
出生数も第2次ベビーブームにあたる昭和48年の2,091,983人をピークにほぼ一貫して減少を続けており、平成5年の出生数は1,188,282人となっています。

本県においても、昭和49年に32,402人であった出生数が、平成5年には21,686人にまで減少しました。

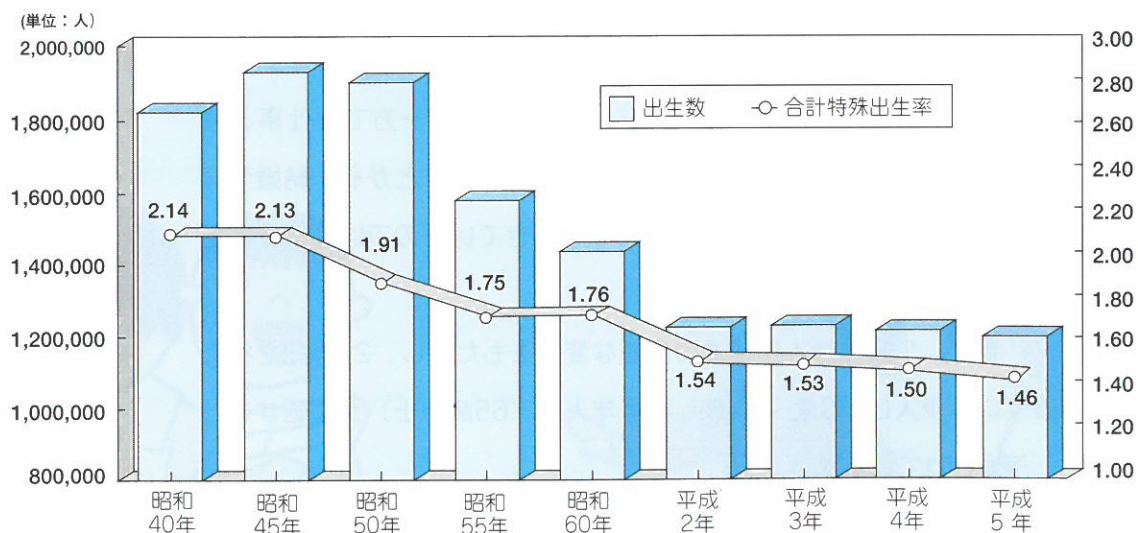
最近の出生率低下の原因は、主として20歳代の女性の未婚率の上昇によるものですが、その背景として、女性の社会進出に伴いその経済力が向上し、独身生活の楽しみも増加した一方で、仕事と家事・育児の両立を支援する体制が不十分であることから、結婚や育児に対する負担感が相対的に重くなってきているのではないかと指摘されています。

また、少子化は人口構造の急速な変化をもたらし、21世紀を待たずに年少人口（0歳～14歳）と老年人口（65歳以上）が逆転すると予測されています。

本県の出生数及び合計特殊出生率



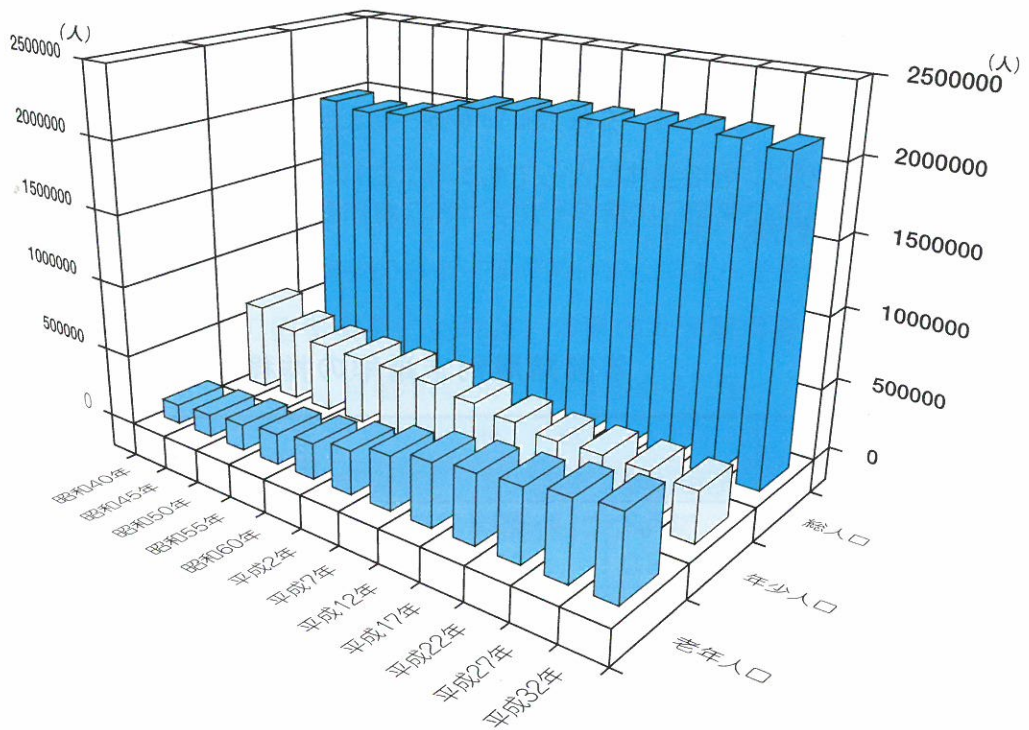
全国の出生数及び合計特殊出生率



(厚生省：人口動態統計)

(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計であり、その年の出産構造を前提として一人の女性が一生の間に生む平均子供数を表わしています。

本県における年少人口・老年人口の推移



(総務庁：国勢調査 県統計調査課：福島県の将来推計人口)

2 晩婚化の進行

女性の高学歴化や就職率の上昇等を反映して、本県においても昭和50年に19.9%であった25歳～29歳の女性の未婚率が平成2年には34.9%になるなど、顕著な晩婚化の進出が見られます。

なお、児童環境づくりに関する検討を進めるに当たっても、女性の高学歴化自体は、女性の社会参画・自己実現・経済的自立等につながり、社会全体にとってもプラスになっていることに留意する必要があります。

年齢階層別未婚率の推移

区 分		男 性			女 性		
		昭和50年	昭和60年	平成2年	昭和50年	昭和60年	平成2年
20～24歳	福島県	85.2	89.2	90.2	66.3	76.8	81.0
	全 国	88.0	92.1	92.2	69.2	81.4	85.0
25～29歳	福島県	42.7	56.1	59.4	19.9	27.8	34.9
	全 国	48.3	60.4	64.4	20.9	30.6	40.2
30～34歳	福島県	12.0	26.1	31.4	6.4	8.7	11.1
	全 国	14.3	28.1	32.6	7.7	10.4	13.9
35～40歳	福島県	5.2	12.7	18.6	4.0	5.3	6.0
	全 国	6.1	14.2	19.0	5.3	6.6	7.5

(総務庁：国勢調査)

3 核家族世帯の増加

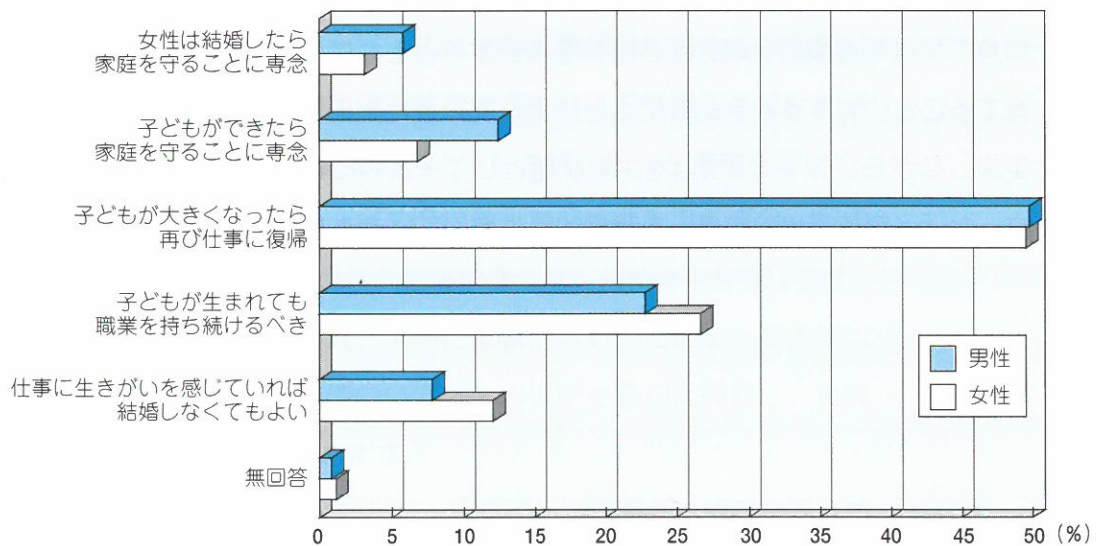
国勢調査によると、本県における核家族世帯は、昭和50年には275,457世帯でしたが、平成2年には315,642世帯に増加しています。こうした現象は、育児に関する実際的な知識や方法の継承を困難にし、育児の孤立化や育児不安の増加を招く原因となっています。

4 女性の職場進出の増加

女性の職場進出は、労働市場における女子労働力の需要の増加や女性の高学歴化・就業意欲の高まり等があいまって進んできましたが、平成2年の国勢調査によれば、本県の女子雇用者は301,037人となっており、全雇用者の41.2%を占めるに至っています。

結婚と職業の関係について

問 結婚と職業の関係についてどのように考えますか。次の中から1つ選んでください。



[子育て環境に関する意識調査・福島県・平成5年11月実施]

Ⅳ 児童環境づくりの基本的な考え方

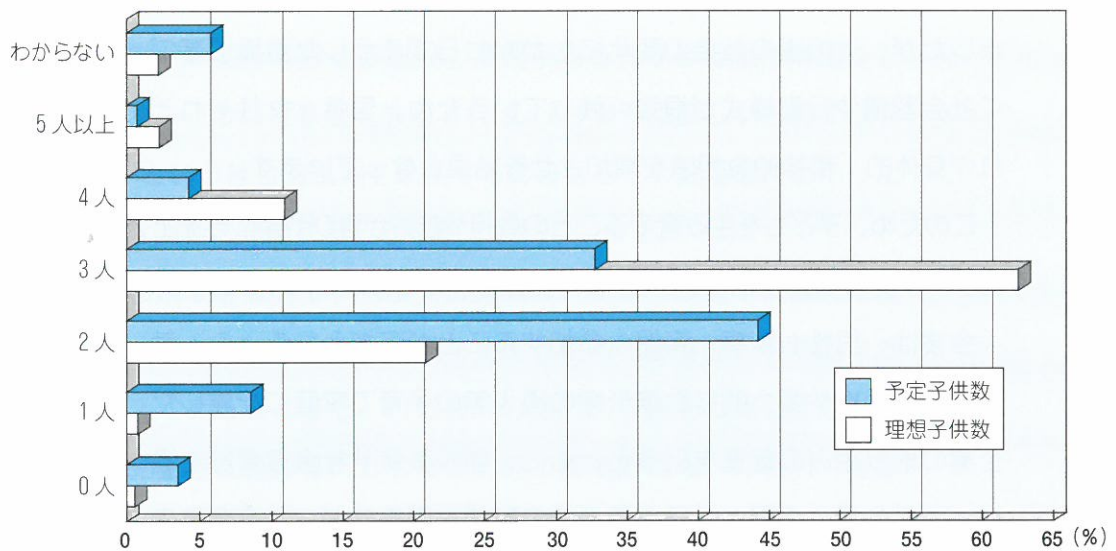
結婚や出産は個人の価値観に深く関わる問題であり、児童環境づくりのあり方を模索する上でもこの点に十分な配慮がなされなければなりません。平成5年11月に県が実施した「子育て環境に関する意識調査」においても理想子ども数と予定子ども数の間には大きな開きが見られています。このギャップを解消することは、豊かさやゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられた社会を実現することでもあります。

また、平成6年5月には、子どもを単に保護の客体としてとらえるのではなく、権利行使の主体として位置づけ、子どもの意見表明権やその意見が成熟度に応じて尊重されること等を保障した「児童の権利に関する条約」がわが国においても発効しています。

児童環境づくりを推進する上においても、条約の趣旨に沿い、子ども自身の視点を施策に反映させる機会を確保するとともに、子どもを生き育てることに対する社会的な関心と評価を高めるための啓発を継続的に実施しながら、以下の8項目を主要課題として子どもと親双方の視点に立った「子育て環境の整備」を積極的に推進していきます。

子どもの数について

問 あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。
現実的には、あなたが育てる予定の（育てた）子どもの数は何人ですか。



[子育て環境に関する意識調査・福島県・平成5年11月実施]

1 就労と育児の両立支援

産業のソフト化・サービス化による就業機会の拡大と就労意欲の高まりにつれ、女性の雇用就労の増加や就労形態の多様化が進んでいることから、女性の就労と家庭生活の両立を支援するため、多様で弾力的な保育サービスの提供、育児休業制度の定着、昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成対策等を推進します。

また、個別的な保育ニーズ等に柔軟に対応している一定水準以上の地域保育サービスについてはその役割を適切に評価し、良質なサービスの確保に努めます。

(注) 地域保育サービスとは、児童福祉法に基づく認可を受けずに供給されている民間の保育サービスを意味します。

2 育児の男女共同化の推進

わが国においては、近代化の過程での雇用者世帯の増加により「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担意識が定着してきましたが、その後の社会の変化にもかかわらずこうした意識に基づく社会習慣や行動様式が根強く残っているため、男性・女性それぞれが身体的・精神的負担感を増加させる結果となっています。

このため、子どもを生み育てることの負担や苦勞が喜びや楽しみを上回り、子育ての魅力を失わせているのではないかと懸念されています。

今後は、男性も家事・育児へ参加することが可能となるよう、勤務時間の短縮や弾力的な勤務形態の導入等の子育て家庭に配慮した企業の取り組みの促進を図るとともに、学校教育や社会教育等を通じ、家庭生活への男女共同参画意識の形成を図るなど、社会全体のシステムの見直しを進めます。

3 生活環境の整備

子どもは「遊び」を通じて豊かな創造力や個性を育み、社会適応能力を獲得していきますが、都市部を中心として安心してのびのびと遊べる場所が不足し、知的学習への偏重もあって屋内型・単独型の遊びが増加していることから、子ども達の遊びの「場」と「機会」を確保するため、児童厚生施設や公園等の整備を推進します。

また、子ども連れでは利用しにくい公共施設が多く、乳幼児を持つ親の社会・文化活動が制約されている面があることから、子ども連れに配慮したまちづくりを推進するとともに、狭隘な居住空間が出産や育児の制約要因となることのないよう、良質な住宅の整備と供給に努めます。

4 相談支援体制の整備

育児情報が氾濫する一方で、都市化の進行や核家族世帯の増加等により子育てが孤立化し、育児に関する実際的な知識や方法が受け継がれにくくなっており、育児不安を有する母親が増加しています。こうした事態を放置すれば、「子育ては楽しいものではない。」という社会的風潮を助長するのみならず、児童虐待といった深刻な問題に発展することも懸念されています。

このような意味で、相談支援施策は、子育て家庭を社会的に支援し、子ども達の健全な育成を支えるための基礎的、予防的なサービスであることから、行政機関の専門的な機能の強化はもとより、児童福祉施設等の社会資源の持つ機能の地域への開放、児童委員活動の積極的な展開等を推進します。

また、援助を必要とする子どもや家庭への対応、専業主婦が子育てをしながら社会活動に参加できる条件整備等についてもきめ細かな対策を進めます。

5 母子保健・医療対策の充実

育児不安を有する母親や働く妊産婦の増加に対応し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及、保健指導の推進等に努めるとともに、今後さらに進むことが予想される出産年齢の上昇等に対応した安全な分娩確保の体制づくりを進めます。

また、ハイリスク妊婦に対する個別的な保健指導體制の充実強化と緊急時における搬送体制を含めた周産期・新生児医療システムの整備に努めます。

6 地域コミュニティの再生

過疎化やその一方における都市化の進行により地域社会の血縁的・地縁的絆が薄れつつあり、家庭や個人の孤立化を招いています。

こうした傾向は、家庭や地域が担っていた児童養育機能の低下をもたらし、育児不安の増加の一因ともなっていることから、ボランティア活動・多世代間交流・育児グループの育成等を通じて、子どもを核とした新たなコミュニティが形成されるよう支援策を強化します。

7 子育て家庭への経済的支援

子どもを養育している家庭においては、養育費・教育費等が大きな経済的負担となっていますが、子育ては家庭が担うべき重要な機能であると同時に、健全な次世代を形成するために社会全体が支援すべき一面も持っています。

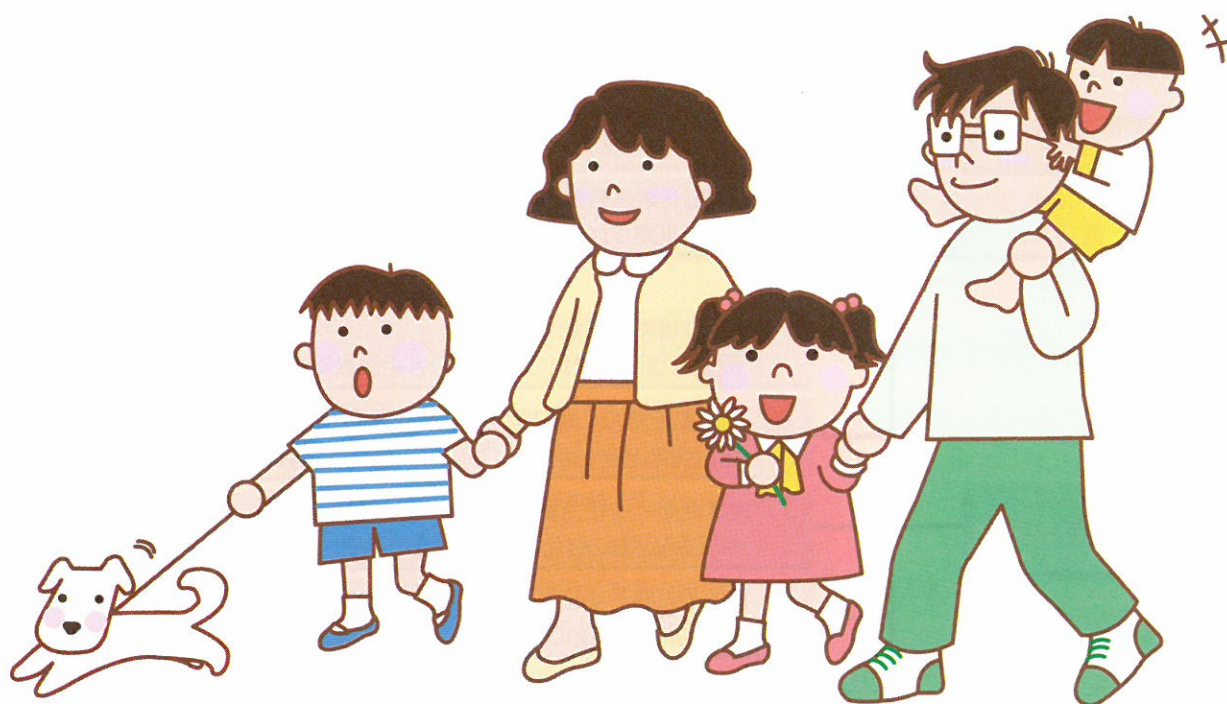
また、その成果は、子どものある人もない人も等しく享受するものであることから、子育て家庭への経済的支援を強化するよう国に対し要望していきます。

8 ゆとりある教育の実現

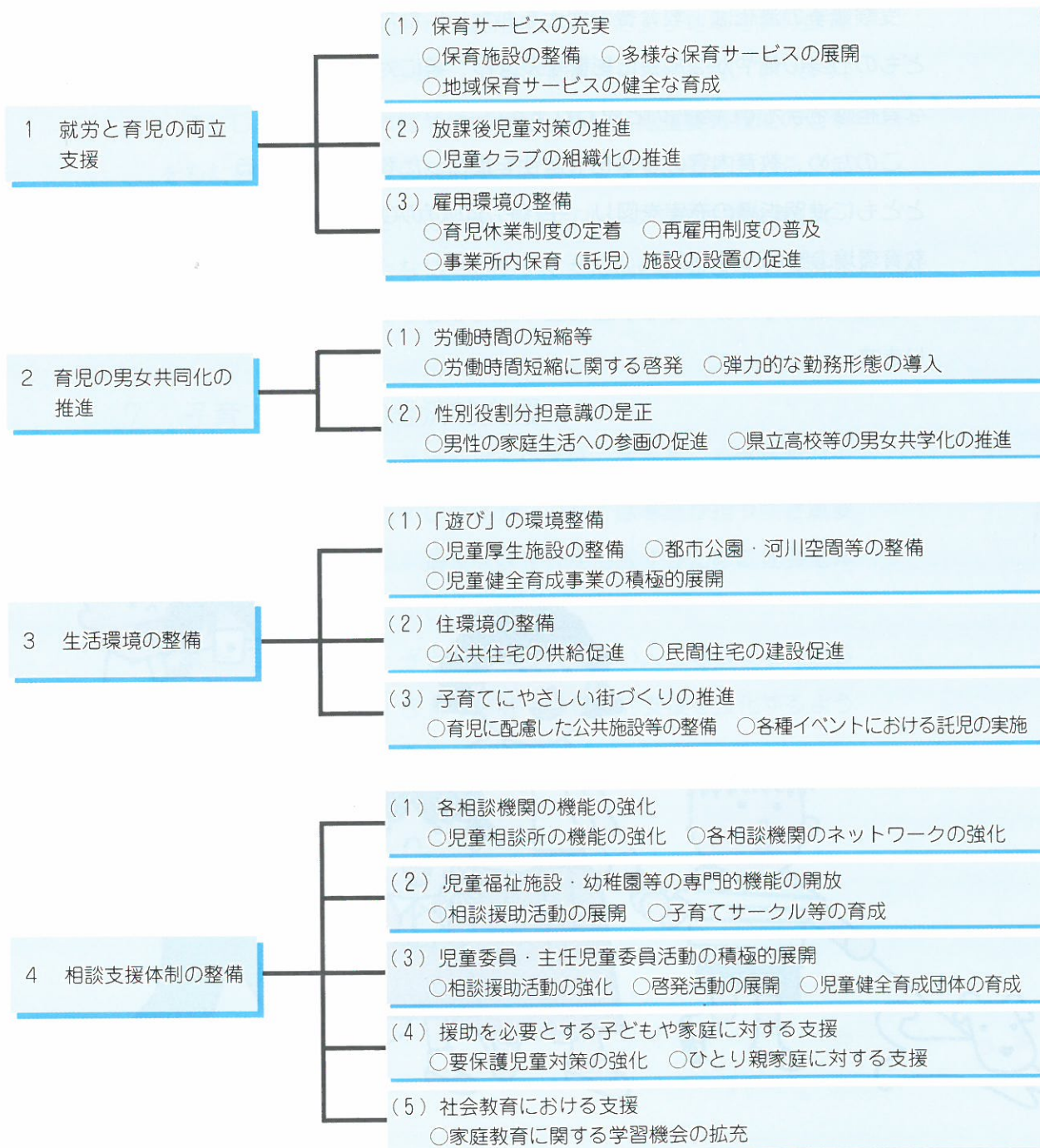
受験競争の激化は、教育費の増大をもたらしただけでなく、子どもの心身の健やかな成長に影響を及ぼし、親に対しても心理的な負担感を与えているものと思われます。

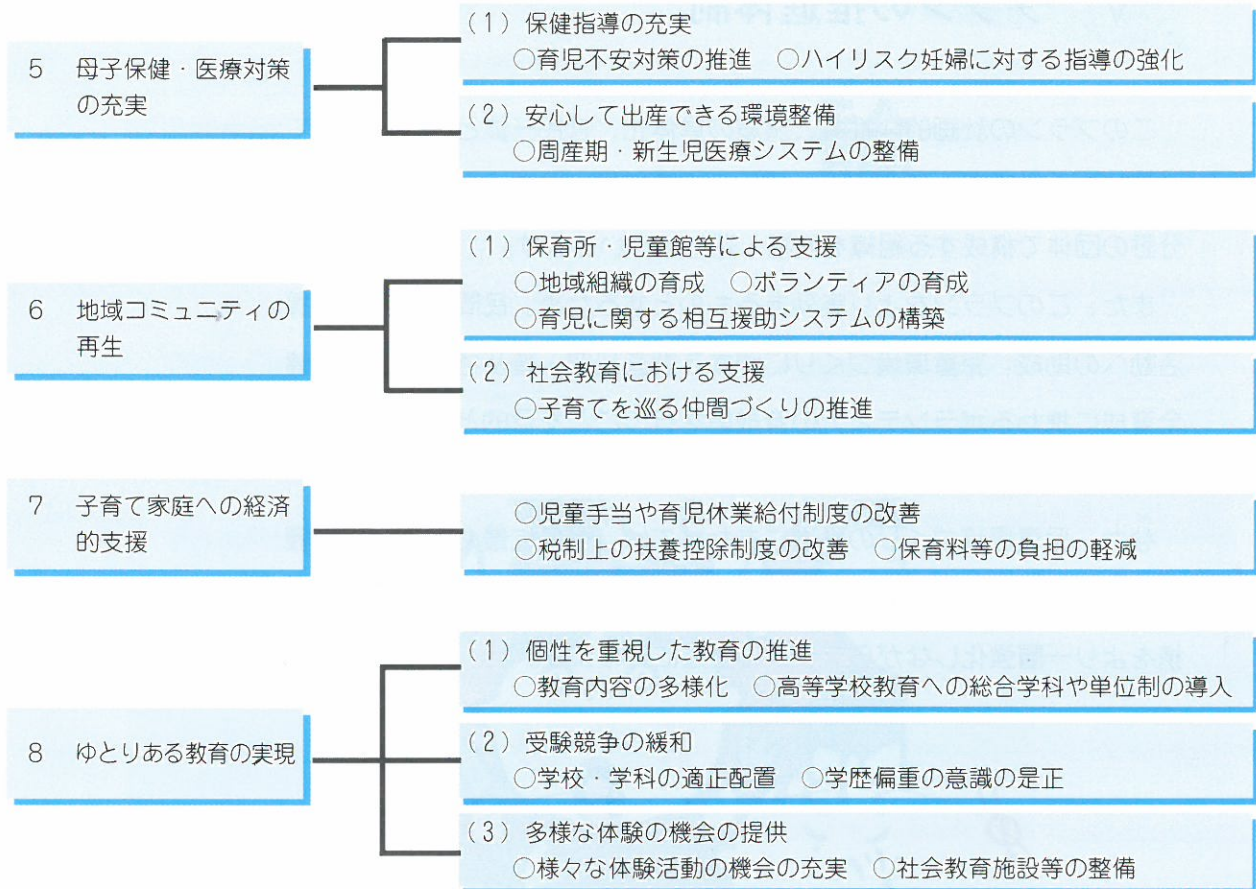
このため、教育内容の多様化や個性を重視した教育を推進するとともに進路指導の充実を図り、子どもがのびのびと成長できる教育環境の整備に努めます。

また、企業等においても学歴偏重の風潮を改めていく必要があります。



うつくしま子どもプランの体系





V プランの推進体制

このプランの計画的な推進と施策の具体化、官民一体となった子育て支援策の充実強化を図るため、福祉・保健医療・経済・労働・教育等の分野の団体で構成する組織を設置・運営していきます。

また、このプランをより実効あるものとするため、民間の子育て支援活動への助成、児童環境づくりに関する調査研究・普及啓発、児童の健全育成に携わるボランティアの育成等を行うことを目的とした組織の設立についても検討を進めます。

なお、児童環境づくりの推進にあたっては、県民に最も身近な行政機関である市町村に求められる役割が重要となることから、市町村との連携をより一層強化しながらプランの推進に努めます。



各 論



1 就労と育児の両立支援

(1) 保育サービスの充実

保育対策は女性の就労と子育ての両立を支援する最も中心的な施策であることから、保育需要の動向を見極めながら人口急増地区や未設置村における保育所の創設を進めるとともに、より良い保育環境を確保するため老朽保育施設の改築を推進します。

保育サービスのあり方については、利用者が提供されるサービスに合わせるのではなく、多様なサービスの中から選択が可能となるような体制の整備が求められており、「利用しやすい保育所」を目指して乳児保育や一時的保育・障害児保育・時間延長型保育サービス等の積極的な展開を図り、保育サービスの充実に努めるとともに、保育所等へ通所中の病気回復期の児童に対するデイサービス等のきめ細かな対応についても今後検討していきます。

なお、女性の就労形態の多様化により生じている個別的な保育ニーズ等については、地域保育サービスが大きな役割を担っていることから、その質の確保・向上と健全な育成に努めるとともに、サービス利用者の適切な選択を可能とするため、一定水準以上の地域保育サービスについての情報提供体制についても検討を進めます。

●具体的施策の展開

- 保育所の整備にあたっては、世代間交流や利用者の利便に配慮し、他種施設や公共施設等との合築・併設を推進するとともに、多様な事業展開が可能となるような施設や設備の整備を行います。
- 国の補助基準に満たない乳児保育・障害児保育・時間延長型保育等の実施主体に助成すること等により多様な保育サービスの提供を促進します。
- 地域保育施設従事者に対する研修を強化するとともに、地域保育サービスに対する支援を入所児童の福祉向上の観点から推進します。

(2) 放課後児童対策の推進

昼間保護者のいない小学校低学年児童の対策については、就学前児童に対する保育サービス等と比較すると不十分な実施状況にあることから、児童館や地域の集会室等身近な社会資源を活用し、保護や遊びを通して対象児童の育成・指導を行う放課後児童対策を積極的に推進していきます。

●具体的施策の展開

- 各地域のニーズに即した放課後児童対策の展開を図るため、国の補助が受けられない児童クラブに対する支援を行うこと等により、児童クラブの組織化を推進します。
- 児童クラブの指導員の養成や研修に努め、児童クラブ活動を支援します。

(3) 雇用環境の整備

平成7年4月からすべての事業所に適用されることとなった育児休業制度は、女性の就労と子育ての両立を支援するうえで中核となる施策であることから、企業等の理解のもとに一層の定着を図ります。

また、平成5年11月に県が実施した「子育て環境に関する意識調査」においても、女性の就労に関し、子どもが大きくなったら仕事に復帰するのが好ましいと考える人が約半数を占めていることから、女性の再雇用制度の普及と併せ、就業を希望する女性に対する職業能力の再開発等の支援を推進します。

さらに、乳幼児を持つ女性が、子どもを育てながら安心して働ける環境の整備を進めます。

●具体的施策の展開

- 平成7年度から雇用保険により育児休業給付が開始されますが、併せて生活資金の低利貸付の充実を図り、育児休業を取得しやすい環境を整備します。
- 再就職を希望する女性が円滑に職業生活に復帰できるよう、就業に関する相談・援助、情報提供、技術講習等の充実を図ります。
- 事業所等が従業員に対する福利厚生の一環として、事業所内保育施設の設置を促進できるよう支援します。

2 育児の男女共同化の推進

(1) 労働時間の短縮等

雇用者世帯が増加している現状において男性の家事・育児への参加を可能とするためには、家族と共に過ごす時間の確保が不可欠であり、企業の理解の下に完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得、所定外労働の削減等による勤務時間の短縮や弾力的な勤務形態の導入等の取り組みを進めます。

●具体的施策の展開

- 各種労働講座や各種会議における情報提供・意見交換などを通じて、労働時間短縮に関する県民一人ひとりの意識を高めるとともに、労使双方の共通認識の確立を図ります。
- 各地方振興局に設置されている中小企業労働相談所に専任の相談員を配置し、労働時間短縮を含めた各種労働相談に応じます。
- 県の広報誌・広報番組、各種団体の機関紙などあらゆる方法を通じて、労働時間短縮についての啓発を行います。



(2) 性別役割分担意識の是正

「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識から女性に家事・育児の過重な負担がかかる結果となっており、息の長い啓発活動を展開することによって、男性の家庭生活への参画を促していきます。

高等学校教育においては、平成6年度から家庭科が男女必修科目とされましたが、こうした取り組みを通じ、男女が協力して家庭生活を築いていくために必要な知識や技術の習得を図ります。

また、男女共同参画型社会の実現に向けた取り組みの一環として、県立高等学校等における男女共学化を進めることにより、男女相互の協力的態度の育成を図ることとしています。

社会教育の分野においても、父親を対象とした家庭や育児に関する学習の機会を提供し、男性の家庭生活への参画の意識を高めます。

●具体的施策の展開

- 各種のセミナー、シンポジウム等の啓発活動を継続的に実施することにより、関係機関・団体・県民一人ひとりが家庭生活のあり方について考える契機とし、固定的な性別役割分担意識の改善を図ります。
- 県学校教育審議会の答申に基づき、逐次県立高等学校の男女共学化を進めます。

3 生活環境の整備

(1) 「遊び」の環境整備

子どもにとって「遊び」は欠かせない要素であり、「遊び」の環境は子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼしますが、少子化の進行等により家庭や地域における子ども同士の交流が希薄になっている今日、「遊び」のもつ意味は一層重要なものとなっています。

このため、子ども自身の視点を反映させながら児童館・児童センター・児童遊園や都市公園・河川空間等の整備を推進するとともに、公民館・校庭等の有効活用を図り、異年齢の子ども達がのびのびと集い交流できる「空間」と「機会」の提供に努めます。

なお、児童館・児童センター等の施設の運営に当たっては、開館日・時間、活動内容等が真に子どものニーズに合ったものとなるよう工夫・配慮するとともに、これらの施設を活用した児童健全育成事業の積極的展開を図ります。



● 具体的施策の展開

- 年長児までを対象としてその健康の増進と情緒の涵養を図るとともに、指導プログラムの研究・開発・普及、児童厚生員やボランティアの育成、市町村の児童館活動に対する支援等を行うため、児童健全育成活動の拠点としての性格をもつ施設の整備について検討を進めます。
- 留守家庭児童の状況や地域バランスに配慮しながら児童館・児童センターの整備を実施するとともに、これらの整備にあたっては、世代間交流や利用者の利便が図られるよう他種施設や公共施設等との合築・併設を進めます。
- 「遊び」の環境整備をはじめとする児童環境づくりを推進するにあたっては、「子ども会議（仮称）」等を開催し、子ども自身の意見を反映させる機会を設けます。
- 家族の絆を強め、児童の情操を豊かにすることなどを目的として、児童館等を活用し、家族で参加できる体験活動や高齢者との交流の機会を提供します。

(2) 住環境の整備

住宅のあり方が夫婦の出生動向に大きな影響を与えていることが知られていますが、豊かな住生活を実現し、ライフサイクルに応じた住宅の確保が容易になるよう、公的機関による質の高い住宅の供給促進、公庫資金の利用促進や県の助成制度の充実強化による民間住宅の建設促進、優良な宅地供給等を図ります。

●具体的施策の展開

- 公営住宅の入居者選定に当たっては、多子・大家族世帯が優先的に入居できるよう配慮します。
- 中堅所得者等に対して良質な賃貸住宅を提供するため、民間住宅の借り上げによる公的賃貸住宅の供給を促進します。

(3) 子育てにやさしい街づくりの推進

乳幼児を連れては利用しにくい公共施設が多く、これが子育て期における親の社会・文化活動を制約する要因となっていることから、公共交通機関における子ども連れへの配慮や公共施設への託児室の設置、デパート・ホテル・駅・美術館等の不特定多数の人が出入りする施設における授乳コーナー・ベビールーム・ベビーカーの設置等について啓発を進めます。

また、イベントの主催者等が、これらの設備の活用と人員の確保により安全な託児を実施し、参加者の利便を図るよう働きかけます。

●具体的施策の展開

- ベビーカーや子ども連れでも利用しやすい歩道の整備等に努めます。
- 県が後援するイベント等において託児の実施を促進するための方策について検討していきます。

4 相談支援体制の整備

(1) 各相談機関の機能の強化

児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）をはじめ、福祉、教育、保健、警察等の様々な分野の機関が子どもの問題に関する相談を実施していますが、家庭や地域における養育機能の低下や育児不安の増加並びに複雑・多様化する児童問題に対応するため、相談体制の強化を図り、より適切な処遇や援助、情報提供ができるよう努めます。

また、不登校・虐待・いじめ等の問題についての対応を強化するとともに、相談者の利便に配慮し、電話相談等の形態による夜間や休日等においても気軽に相談ができる体制づくりを推進します。

なお、効果的で迅速な相談援助活動を展開するため、各関係機関のネットワークを強化します。

●具体的施策の展開

- 児童の福祉に関する専門機関である児童相談所の組織体制等について検討を進め、相談援助活動の強化を図ります。
- 直接相談に応じる職員に対する研修の充実により、相談技術の向上を図ります。
- 自然体験活動やボランティアの家庭訪問等を通じて不登校の改善を支援していきます。
- 各相談機関についての広報を継続的に実施し、その周知を図っていきます。
- 地域内の相談関係機関の日常的な連携を確保するとともに、児童相談所等を核とした関係機関の連絡会議を設置し、相談者の問題の解決に向けて提供すべきサービスの調整を行います。



(2) 児童福祉施設・幼稚園等の専門的機能の開放

保育所、児童館等の児童福祉施設は、育児に関するノウハウを蓄積していることから、本来の福祉サービスの提供のみでなく、育児に不安を持つ母親等に対する相談援助や施設を核とした地域の子育てサークルの育成などの子育て支援センターとしての機能も果たしていきます。

幼稚園においても、教育相談や各種講座の開催等の家庭や地域に開かれた幼稚園活動を展開することにより、子育て支援を推進していきます。

また、入所型の施設にあっては、一時的に家庭での養育が困難となった児童の保護にも取り組んでいきます。

● 具体的施策の展開

- 保育所に地域の子育て家庭の支援活動を専門に行う職員を配置し、育児不安等についての相談援助や子育てサークルの育成等を行います。
- 児童館等の公共施設に相談員を配置し、家庭の悩みや非行等の問題についての相談を実施します。
- 冠婚葬祭や公的行事への参加・出産・疾病等の理由により家庭で子どもを養育できなくなった場合に、養護施設・母子寮・乳児院等の施設を活用し、子どもを一時的に養育・保護します。

(3) 児童委員・主任児童委員活動の積極的展開

児童委員及び平成6年1月に設置され児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員には、子育てに関する身近な相談相手として、地域における子どもや妊産婦・母子家庭等に対する相談援助活動を積極的に展開することが期待されています。

特に、主任児童委員には、地域ぐるみで子育てを支えるための啓発活動や児童健全育成関係団体の育成等において中心的役割を果たすことも求められています。

●具体的施策の展開

- 主任児童委員や児童委員に対する研修の強化及び活動マニュアルの作成等により、児童委員活動の充実を図っていきます。
- 地域において活動する主任児童委員の声を行政に反映させる機会を設け、児童健全育成対策・要保護児童対策の一層の推進を図ります。

(4) 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援

すべての家庭を対象とした子育て支援を進める一方で、障害をもつ子どもや家庭環境に恵まれない子どもなどに関する施策についても、より一層の充実を図ります。

また、離婚の増加に対応するため、ひとり親家庭に関する施策を推進していきますが、母子家庭対策に比べて不十分さが指摘されている父子家庭への支援のあり方についても検討を進めます。

●具体的施策の展開

- 心身障害児の早期発見と早期療育を推進するための体制の充実を図ります。
- 入所児童を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、各種の児童福祉施設の機能やそのあり方などについて、総合的に検討を進めます。

(5) 社会教育における支援

親自身の生活体験の不足が育児不安の一つの要因となっていますが、社会教育の分野においても育児に関する適切な情報の提供、講座の開催、巡回相談等を実施することにより、家庭教育上の諸問題を解決するための学習機会の拡充に努めます。

5 母子保健・医療対策の充実

(1) 保健指導の充実

母子保健は生涯にわたる健康づくりの基盤であり、また、子どもの体についての疑問や心配、親自身の身体的不調・孤立感等の様々な不安を訴える母親が増加していることから、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や訪問指導活動の充実を図るとともに、各種相談窓口の周知に努めます。

また、乳児死亡率の低下等の観点から、ハイリスク妊婦に対する個別的な保健指導体制の充実強化に努めます。

●具体的施策の展開

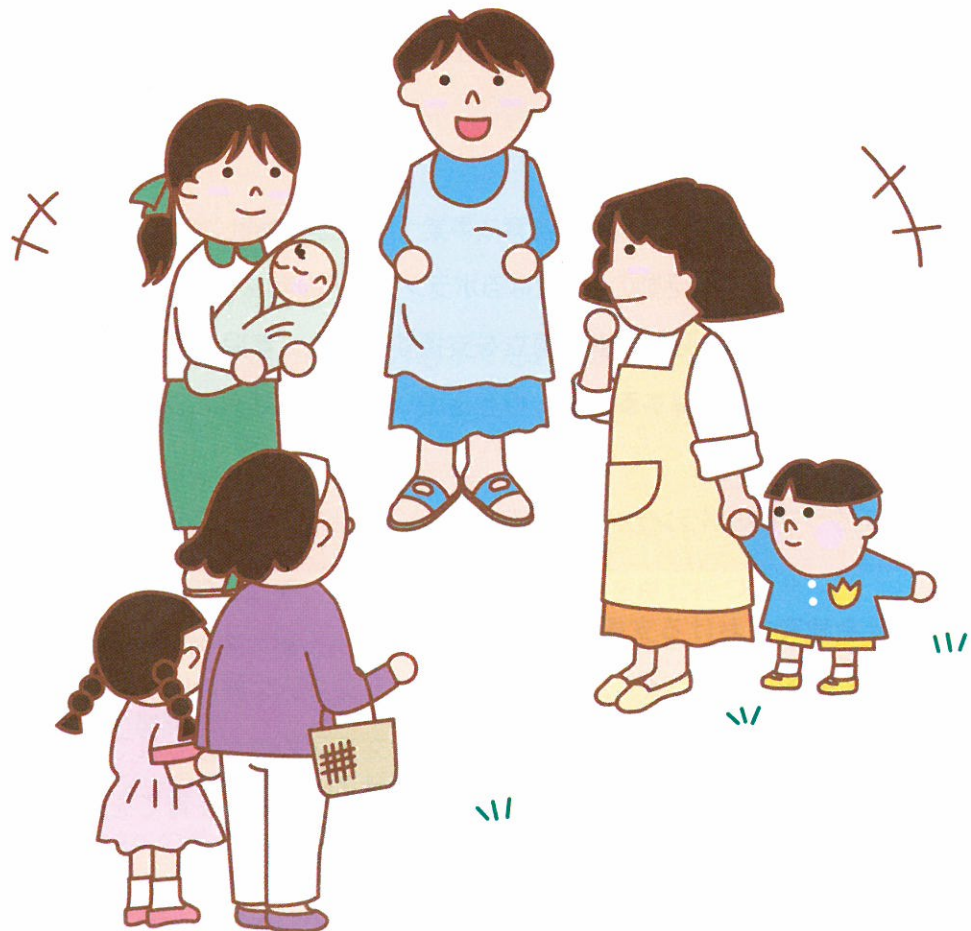
- 少子化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、乳幼児と触れ合う機会がないまま親になる人も増えており、これが育児不安の一因ともなっていることから、思春期の子ども達に乳幼児と触れ合える機会を提供します。
- 出産前の育児不安の解消を図るため、妊娠後期から小児科医等による保健指導を受ける機会を提供します。
- ハイリスク妊婦については、妊娠初期から保健婦等による個別的な管理指導プログラムに基づいた母体管理を推進します。

(2) 安心して出産できる環境整備

晩婚化に伴う出産年齢の上昇に対応し、高年齢出産に関する漠然とした不安の解消を図るため、妊娠・出産についての正しい知識の普及や適切な相談・指導、医療機関における周産期・新生児医療の充実等

● 具体的施策の展開

- 周産期・新生児医療システムの整備を推進するとともに、妊産婦・乳児・幼児に対し適切かつ高度な医療を提供できる体制の整備について検討を進めます。



6 地域コミュニティの再生

(1) 保育所・児童館等による支援

社会の変化により地域連帯意識の希薄化が進み、従来型のコミュニティの存続は困難となっていますが、こうした状況が子育ての孤立化や育児不安を助長するのではないかと危惧されています。

今後は、保育所や児童館が子育てサークル活動、児童健全育成ボランティア活動、家族交流等の拠点としての機能を果たすことにより、子どもを核とした新たなコミュニティの形成に寄与することが求められています。

また、主任児童委員が児童健全育成活動への地域住民の参加を呼びかけること等により、地域ぐるみで子育てを支援するという気運が生まれることも期待されます。

●具体的施策の展開

- 県や市町村が実施する児童健全育成事業への参画等を通じて、地域において子育て支援活動の中心となるボランティアの育成を図ります。
- 地域において育児と仕事の両立を支援するため、育児の援助を行う方と援助を希望する方との相互援助システムの構築について検討を進めます。
- 母親クラブ等のボランティア活動の組織化と活性化を支援していきます。

(2) 社会教育における支援

社会教育においては、公民館・集会所などの身近な施設に「子育てひろば」を開設し、子育てに関する学習や交流活動等が行われていますが、こうした取り組みを積極的に展開することにより子育てを巡る仲間づくりを推進します。

7 子育て家庭への経済的支援

県が実施した「子育て環境に関する意識調査」において、「出生率低下の原因」及び「理想子ども数と予定子ども数の間にギャップが生じる理由」を聞いていますが、回答の中でともに経済的理由が最も大きな比率を占めており、子育てにかかる多額の費用が望みどおりに子どもをもつことをためらわせている状況が窺えます。

こうしたことから、国において、児童手当の支給額や支給年齢、育児休業給付の支給額、税制上の扶養控除制度、保育料のあり方等について検討を行うよう要望していくとともに、保育料などに関する助成措置についても検討を進めます。

●具体的施策の展開

- 多子世帯の保育料負担のあり方等について検討を進めます。

8 ゆとりある教育の実現

(1) 個性を重視した教育の推進

それぞれの子どもの能力と個性に対応するため、選択履修の幅の拡大等により教育内容の多様化を図るとともに、より豊かな教育環境を確保して個性を重視した教育を推進します。

高等学校教育においては、生徒の個性の伸長や学習の選択の幅を拡大することなどを目的として、普通科と職業科の性格を併せ持つ総合学科や単位制高校の設置を進めます。

●具体的施策の展開

- 平成8年度に2つの高校において総合学科あるいは単位制を導入しますが、他校への導入の必要性についても今後検討していきます。

(2) 受験競争の緩和

わが国においては、進学が就職と強く結びついて意識されており、この結果受験競争の過熱と低年齢化をもたらしていると言われていいます。

企業側が学生を採用するにあたっての有名大学重視などの学歴偏重の意識は変わりつつあると言われていいますが、引き続き個人・企業・社会のそれぞれが学歴社会の是正に取り組んでいく必要があります。

●具体的施策の展開

- 学校・学科の適正配置等により受験競争の緩和を着実に推進します。

(3) 多様な体験の機会の提供

子どもの生活リズムにゆとりを与え、家庭や地域社会における豊かな生活体験等を通じて望ましい人間形成を図ることを目的とした学校週5日制が平成7年度から月2回実施となることから、子どもの主体的な活動が可能となるよう、様々な活動の機会の充実に努めます。

●具体的施策の展開

- 自然とのふれあい、文化・スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動等の機会の充実に努めます。
- 子どもが地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさとに親しみを感じながら成長できるよう、地域の文化や歴史に触れる機会や社会参加の機会を拡充します。
- 社会教育施設、文化・スポーツ施設の整備や各種公共施設・民間施設の活用等により学校外活動の充実に図ります。

参 考 资 料

1911年

1912年

1913年

1914年

1915年

福島県児童環境づくり推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 出生率の低下や核家族世帯の増加、都市化の進行、女性の社会進出の増大等子どもを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」(以下「児童環境づくり」という。)を官民一体となって推進するため、県内の各分野の団体から推薦された委員等をもって構成する「福島県児童環境づくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 児童環境づくりを推進するための総合的な対策についての検討、協議
- (2) 社会全体で児童環境づくりに取り組むための指針の策定
- (3) 児童環境づくりに関する各種啓発の実施
- (4) 児童環境づくりに関する調査研究
- (5) その他児童環境づくりの推進に関する事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、知事が委嘱する。
- 3 協議会の円滑な運営を図るため、別に定めるところにより、協議会のもとに県の関係各課で構成する「児童環境づくり連絡調整会議」を置く。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には委員の互選により会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の事務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福島県保健福祉部児童家庭課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が協議会に諮って決定する。

附則

この要綱は、平成5年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

（五十音順）

番号	所属機関・団体名	職名	委員氏名	備考
1	福島県地域保育所協議会	会長	上石孝子	
2	福島県私学団体総連合会	理事	安斉悦子	
3	福島県医師会	事務局長	遠藤修	
4	会津大学短期大学部	教授	遠藤久江	◎
5	福島県婦人団体連合会	元理事	大堀千枝子	
6	福島女子短期大学	講師	加賀美代子	
7	福島県保育協議会	会長	金子通夫	
8	福島県小学校長会	研究部副部長	古関信男	
9	福島県児童館連絡協議会	会長	小林清美	
10	福島県看護協会	副会長	午来和子	
11	福島県民生児童委員協議会	婦人部会常任委員	齋藤允子	
12	福島大学	教授	境野健児	
13	福島県中学校長会	会長	佐藤晃暢	
14	福島市	児童家庭課長	鈴木常夫	
15	福島県農協婦人部協議会	会員	鈴木良子	
16	郡山女子大学短期大学部	教授	関口はつ江	
17	福島県商工会連合会	事務局長	泰楽一清	
18	福島県母親クラブ連絡協議会	会長	高木悦子	
19	日本放送協会福島放送局	副部長	高橋佳久	
20	福島民報社	編集局社会部長	武田善啓	
21	福島県労働福祉協議会	事務局長	丹治惇雄	
22	福島県労働組合総連合会福島県連合会	女性委員会委員長	丹治千代子	
23	福島県PTA連合会	理事（母親代表）	二瓶由美子	
24	福島県商工会議所連合会	婦人会連合会相談役	野崎孝子	
25	福島県青少年団体連絡協議会	参与	武藤啓一	
26	東和町	住民課長	武藤重典	
27	福島民友新聞社	編集局総務	大和力	
28	日本保育協会福島県支部	支部長	和田信光	
29	福島県母子寡婦福祉連合会	会長	渡部マン	
30	福島県社会福祉協議会	常勤副会長	渡辺康夫	○

◎会長 ○副会長

児童環境づくり連絡調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 福島県児童環境づくり推進協議会設置要綱（平成5年7月12日施行）第3条第3項の規定に基づき、「福島県児童環境づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）の円滑な運営を図るため、「児童環境づくり連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 協議会において検討、協議する事項についての連絡調整
- (2) 児童環境づくりに取り組むための指針についての検討
- (3) その他児童環境づくりの推進に関する事項

(構成員)

第3条 連絡調整会議は、児童家庭課長及び別表に掲げる課の主幹又は課長補佐の職にある者をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に新たに関係課の参加を求める必要が生じた場合には、該当する課の第1項の職にある者を構成員に加えるものとする。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、協議会長が必要に応じて招集する。

- 2 連絡調整会議の議長は、児童家庭課長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ連絡調整会議で選任された者がその職務を代理する。

(協議事項等の報告)

第5条 議長は、連絡調整会議における協議の結果について、協議会に報告する。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部児童家庭課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関して必要な事項については、議長が連絡調整会議に諮って決定する。

附則

この要綱は、平成5年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年7月15日から施行する。

別表 (第3条関係)

部 局	課 名	部 局	課 名
総務部	広報広聴課	商工労働部	労政課
企画調整部	企画調整課	土木部都市局	都市計画課
生活環境部	青少年女性課	◇	建築住宅課
保健福祉部	医務福祉課	教育庁	総務課
◇	地域福祉課	◇	義務教育課
◇	高齢保健福祉課	◇	高等学校教育課
◇	障害福祉課	◇	生涯学習課
◇	健康増進課	警察本部	少年課

うつくしま子どもプラン策定経過

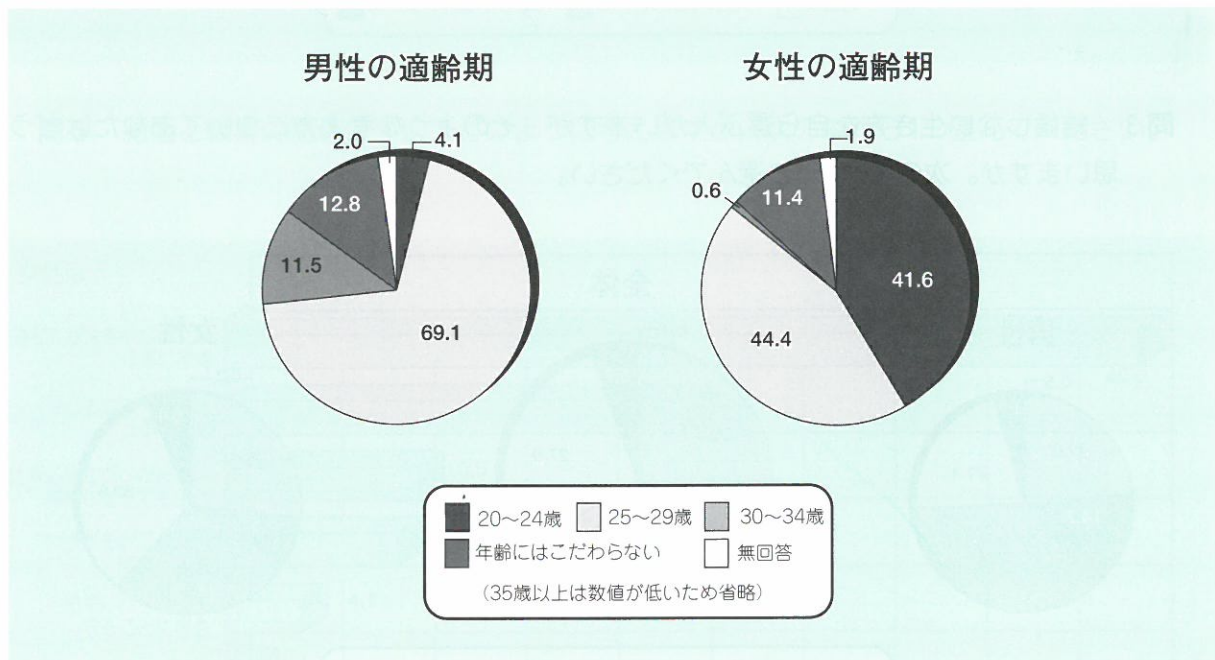
- 平成5年7月12日 福島県児童環境づくり推進協議会設置
児童環境づくり連絡調整会議設置
- 平成5年7月19日 第1回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランについて趣旨説明。)
- 平成5年7月26日 第1回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(うつくしま子どもプランについて趣旨説明。)
- 平成5年9月 7日 第2回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランの施策体系について検討。)
- 平成5年9月13日 第2回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(児童環境づくりのあり方について協議。)
- 平成5年11月 うつくしま子どもプラン策定の基礎資料とするため、
「子育て環境に関する意識調査」を実施。
- 平成6年2月 7日 第3回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランの総論について検討。)
- 平成6年2月14日 第3回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(うつくしま子どもプランの総論について検討。)
- 平成6年7月19日 第4回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランの各論について検討。)
- 平成6年7月26日 第4回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(うつくしま子どもプランの各論について検討。)
- 平成6年10月17日 第5回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランの修正案について検討。)
- 平成6年10月28日 第5回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(うつくしま子どもプランの修正案について検討。)
- 平成7年1月27日 第6回児童環境づくり連絡調整会議開催。
(うつくしま子どもプランの最終案について検討。)
- 平成7年2月 6日 第6回福島県児童環境づくり推進協議会開催。
(うつくしま子どもプランの最終案について検討。)
- 平成7年3月30日 うつくしま子どもプラン策定。

「子育て環境に関する意識調査」の概要

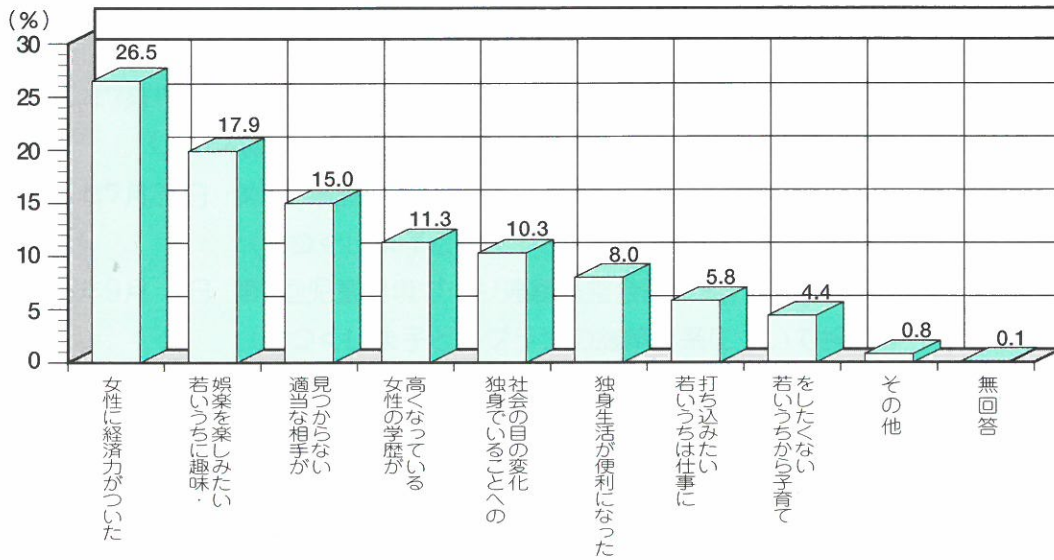
- 1 調査目的 『うつくしま子どもプラン』の策定や今後の児童家庭福祉施策の展開のための基礎資料を得ることを目的として実施した。
- 2 調査対象 県内の20歳以上60歳未満の男女6,000人（有効回答数5,337人）
- 3 実施時期 平成5年11月
- 4 調査結果

問1 結婚は何歳でするのが理想だと思いますか。

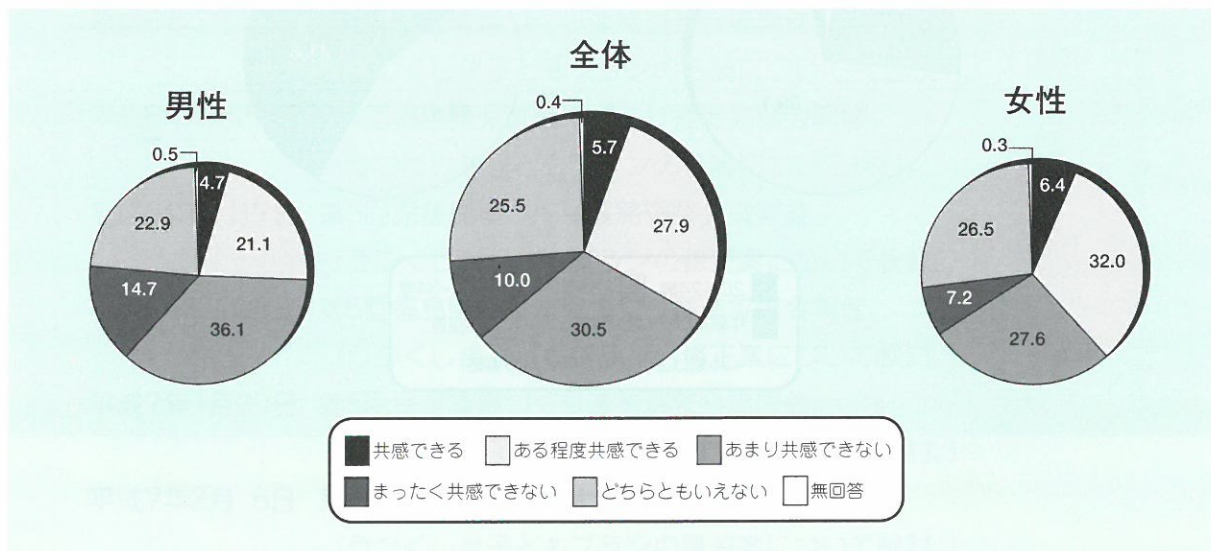
男性・女性それぞれについて次の中から1つ選んでください。



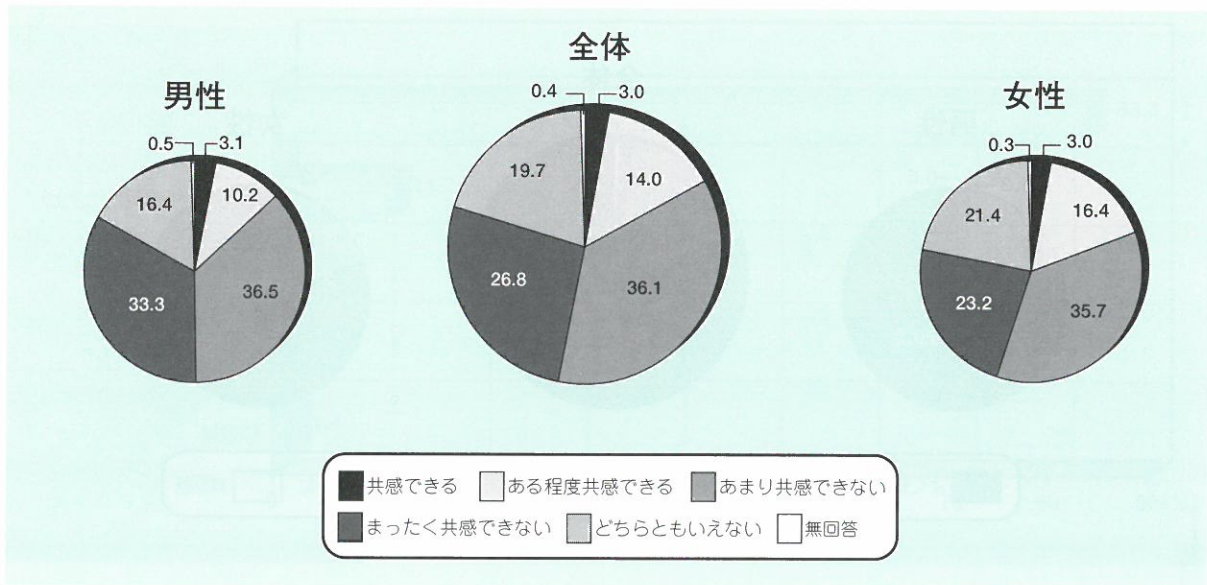
問2 近年結婚する年齢が高くなっていますが、原因は何だと思えますか。
次の中から2つ以内で選んでください。



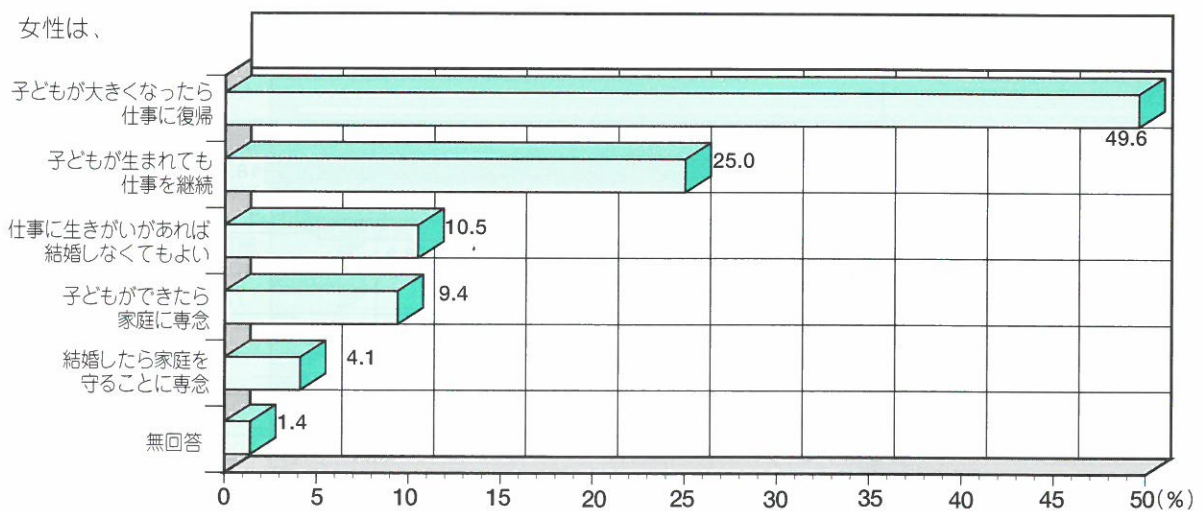
問3 結婚しない生き方を自ら選ぶ人がいますが、そのような考え方についてあなたはどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。



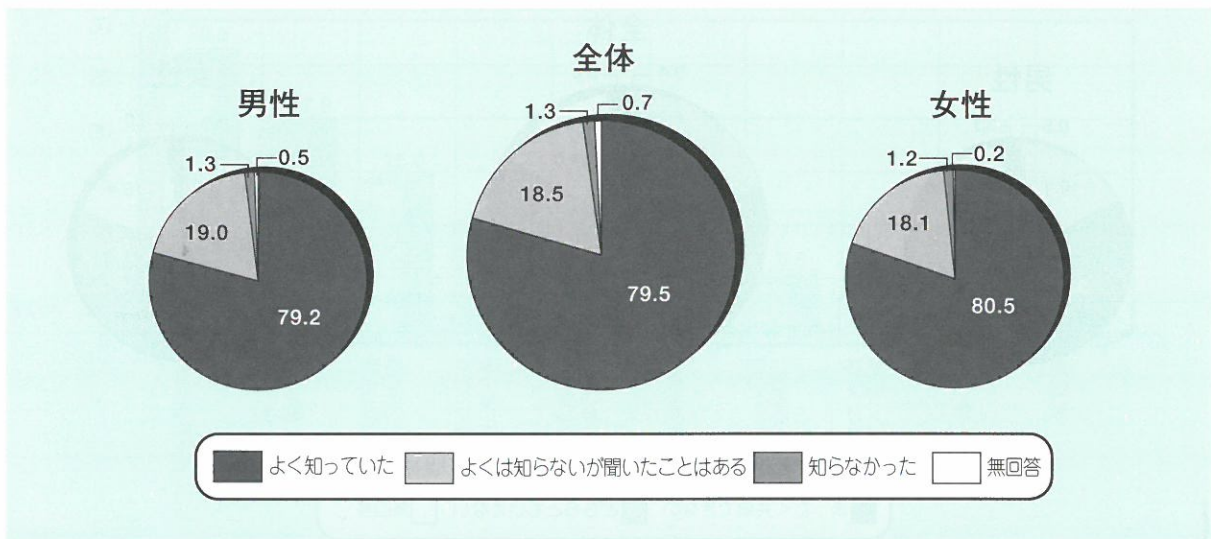
問4 結婚しても子どもは欲しくないという人がいますが、そのような考え方についてあなたはどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。



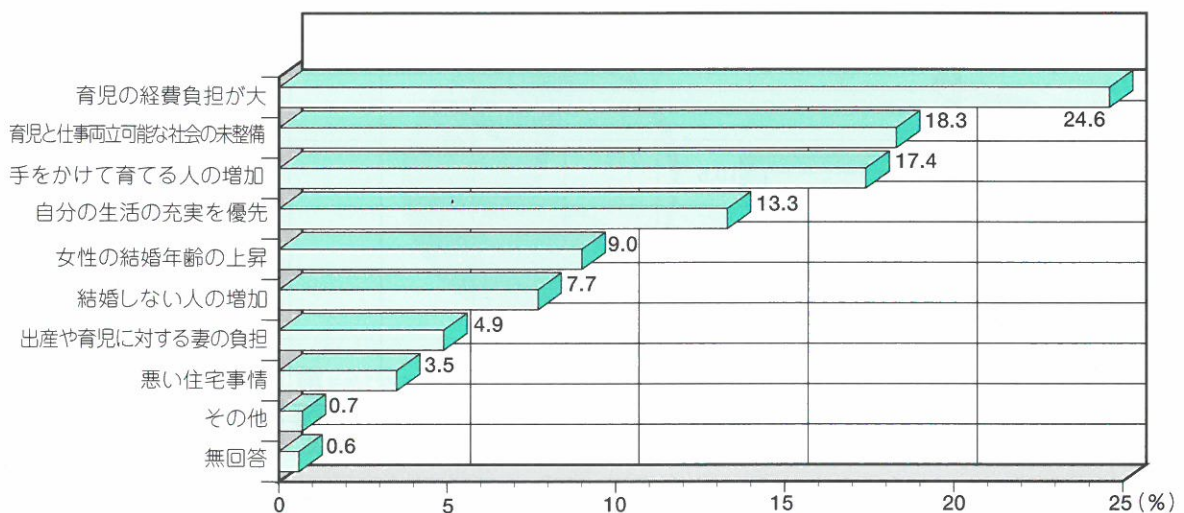
問5 結婚と職業の関係についてどのように考えますか。次の中から1つ選んでください。



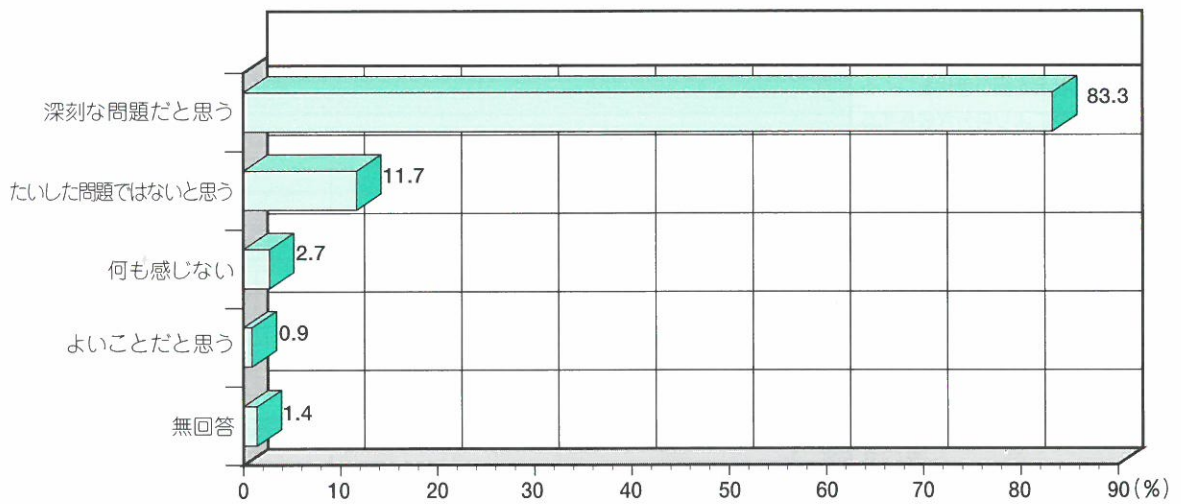
問6 出生率が低下し、子どもの数が減少していますが、あなたはこのことを知っていましたか。次の中から1つ選んでください。



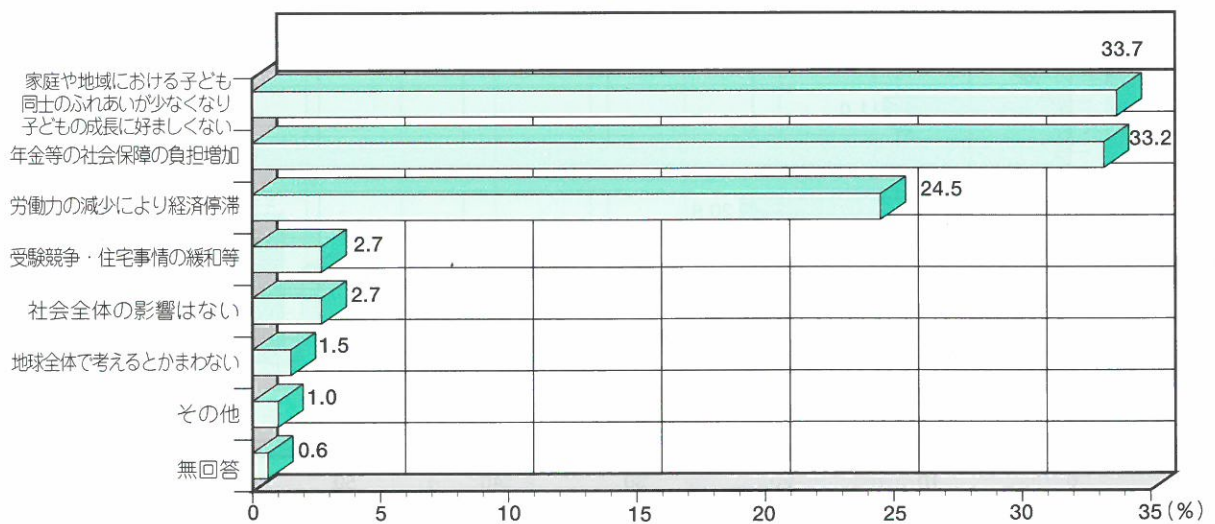
問6-1 問6で「よく知っていた」または「よくは知らないが、聞いたことはある」とお答えになった方にお聞きします。この低下の原因は何だと思えますか。次の中から2つ以内で選んでください。



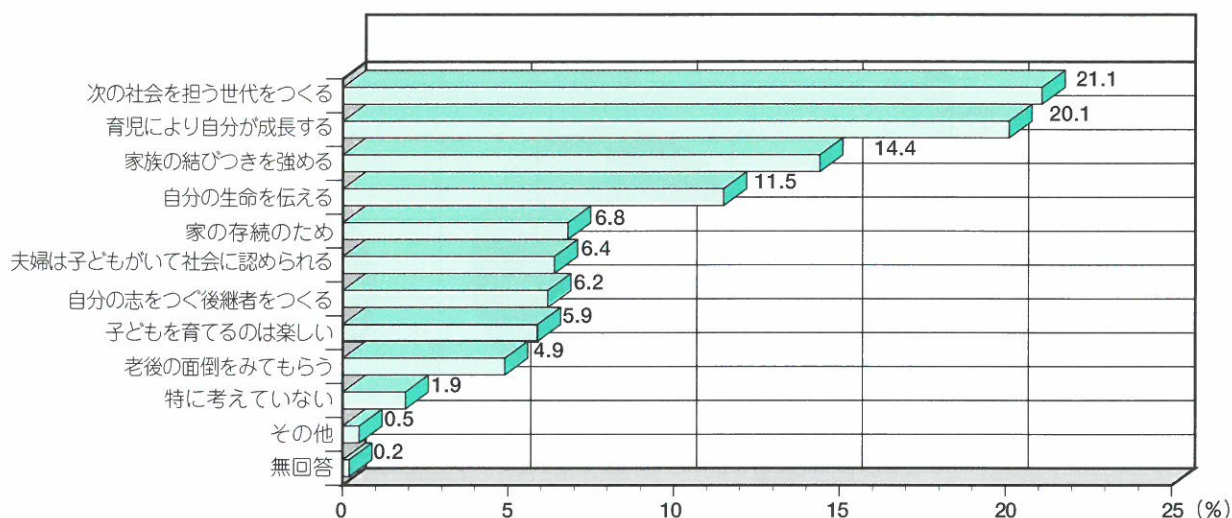
問7 あなたは、子どもが減少することをどのように考えますか。次の中から1つ選んでください。



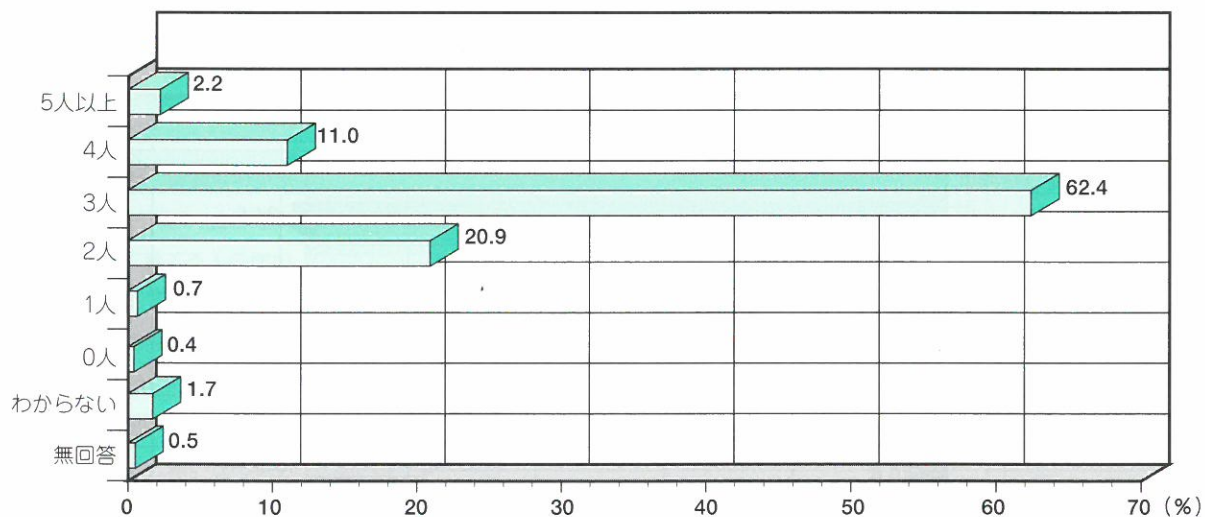
問8 あなたは子どもが減少することの影響についてどのように考えますか。次の中から2つ以内で選んでください。



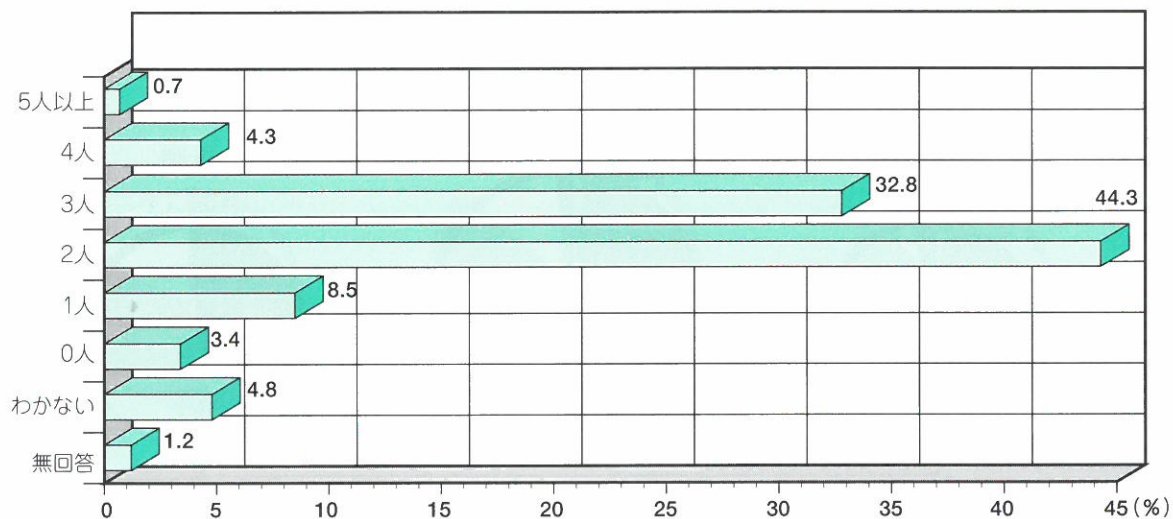
問9 あなたにとって子どもを生み育てるということは、どのような意味を持っていますか。
次の中から3つ以内で選んでください。



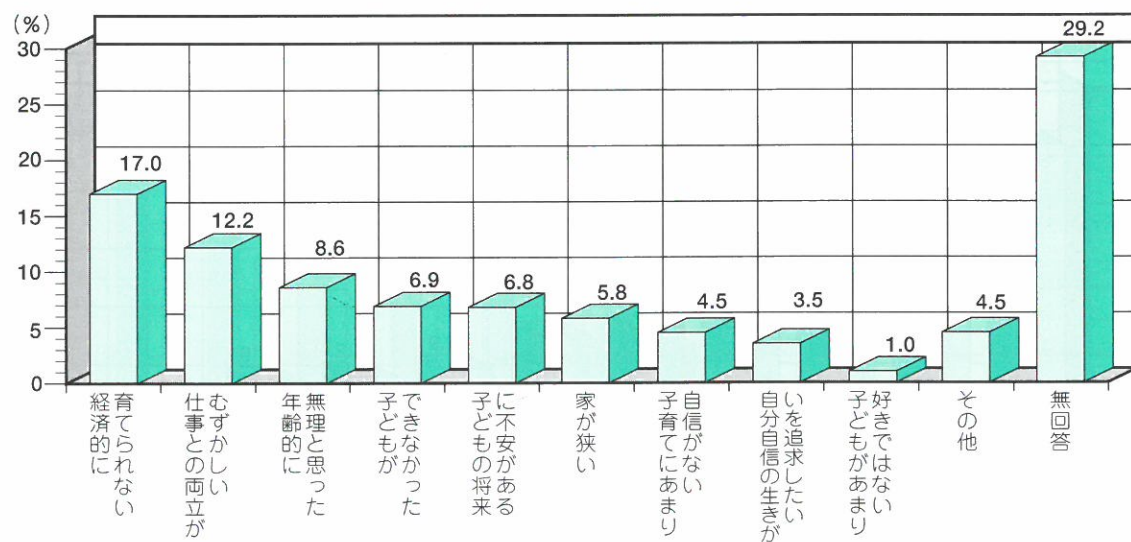
問10 あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。



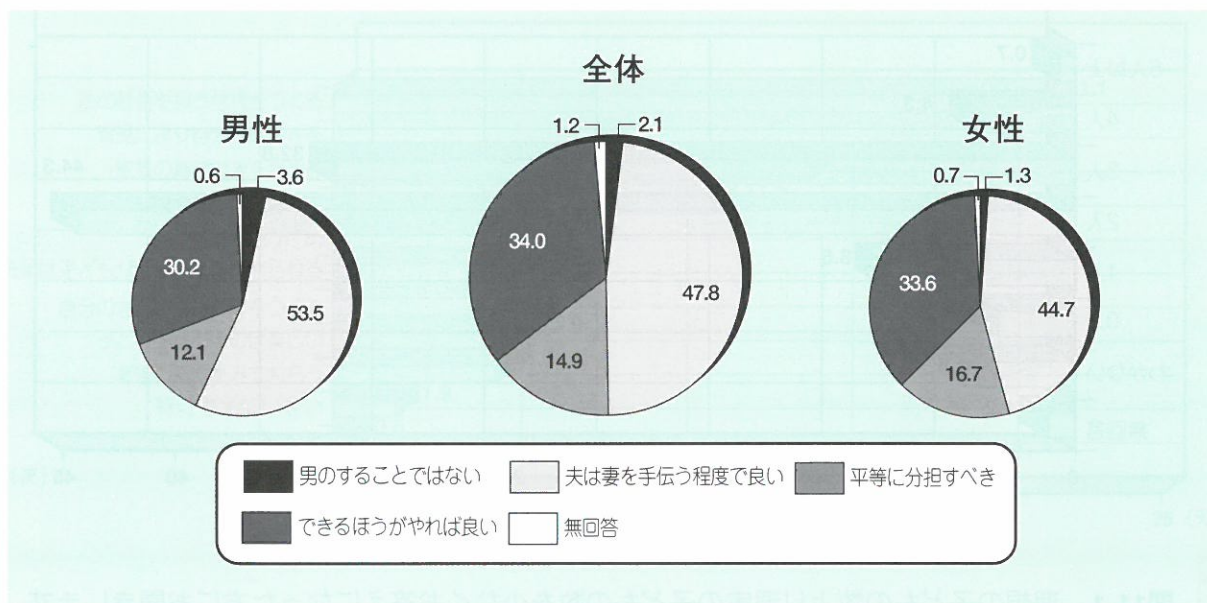
問11 現実的にはあなたが育てる予定の（育てた）子どもの数は何人ですか。



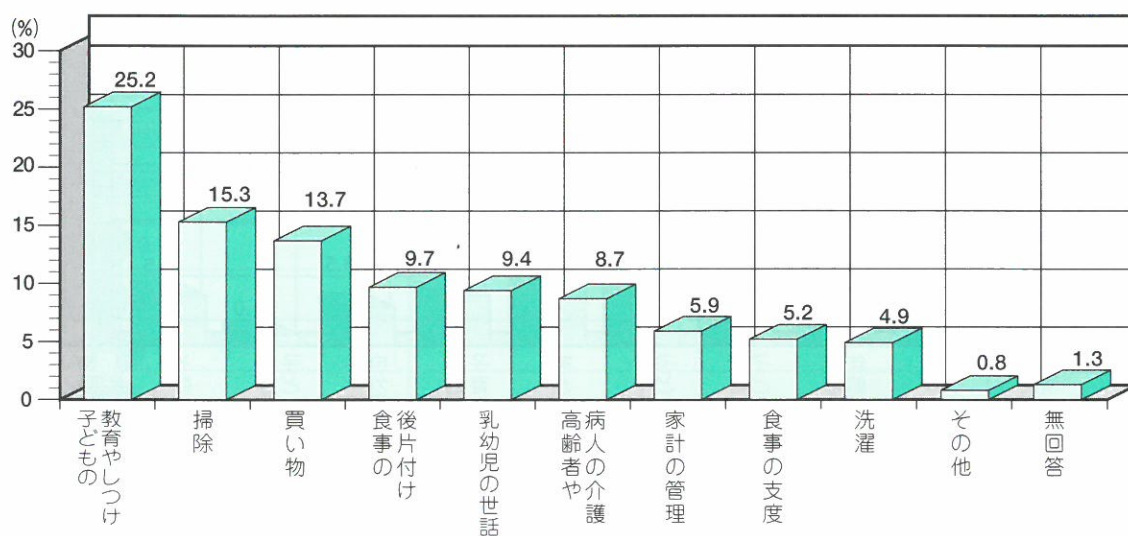
問11-1 理想の子どもの数より現実の子どもの数を少なくお答えになった方にお聞きします。その理由は何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。



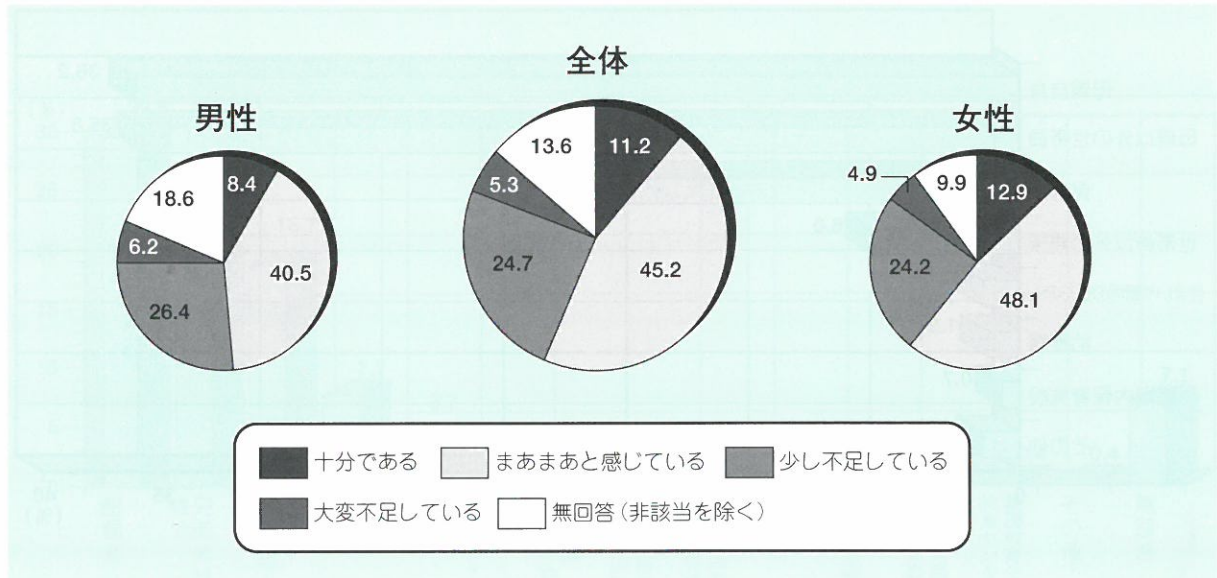
問12 結婚した男性が家事や育児をすることについて、あなたはどのように考えていますか。
あなたの考えにもっとも近いものを1つ選んでください。



問13 女性の方は男性に行ってもらいたい家事・育児を、男性の方は自分が行っても良いと思っている家事・育児を3つ以内で選んでください。



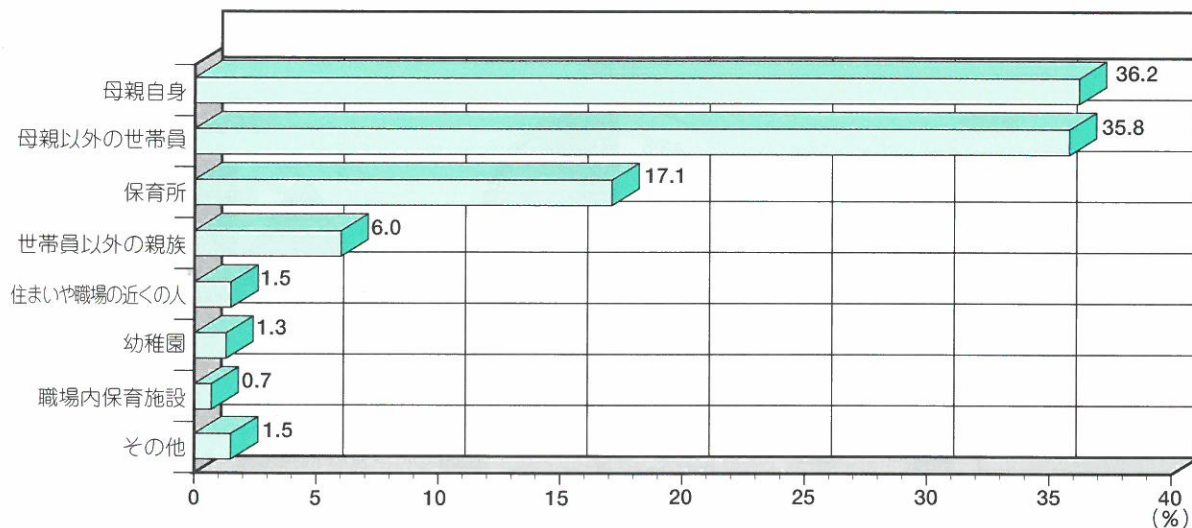
問14 お子さんのいらっしゃる方にお聞きます。子どもとのふれあいについてどのように感じていますか（いましたか）。次の中から1つ選んでください。



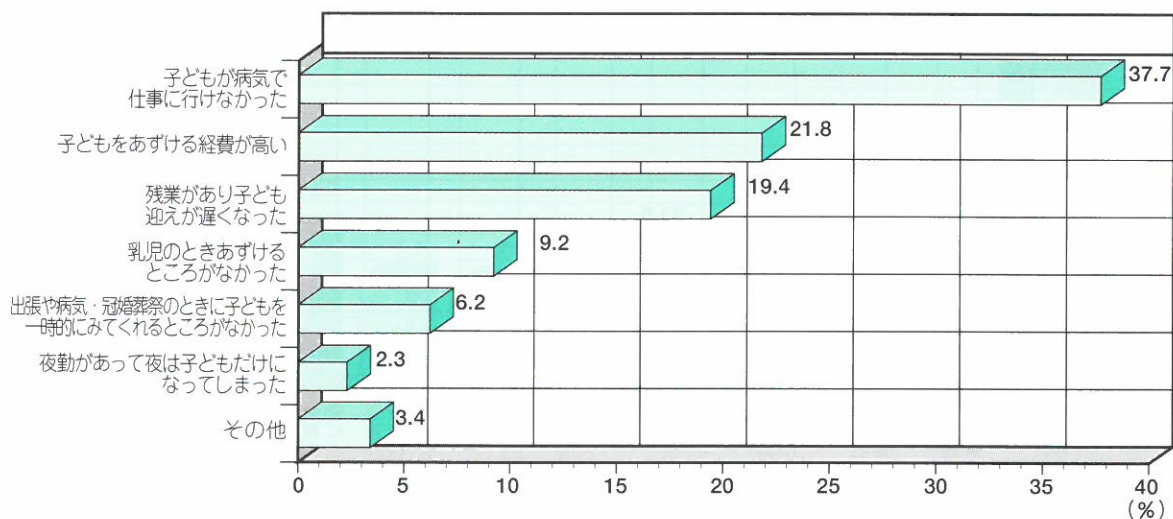
問15 働いている母親がふえています。それはなぜだと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。



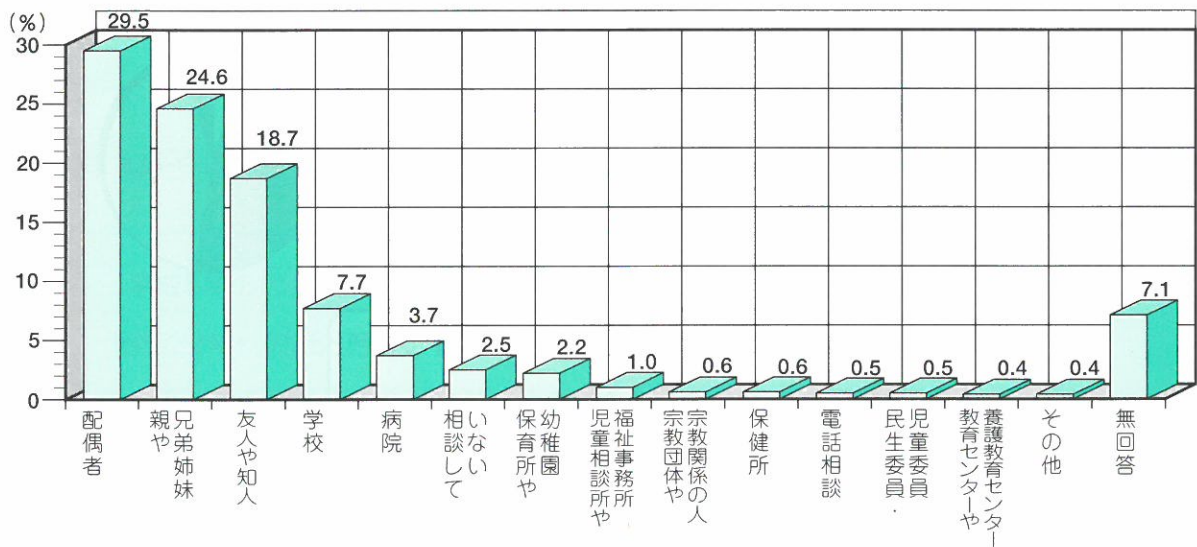
問16 お子さんが生まれてからお母さんが引き続き働いた世帯のお父さん、お母さんにお聞きます。お子さんの世話は主にどなたがしましたか。次の中から1つ選んでください。



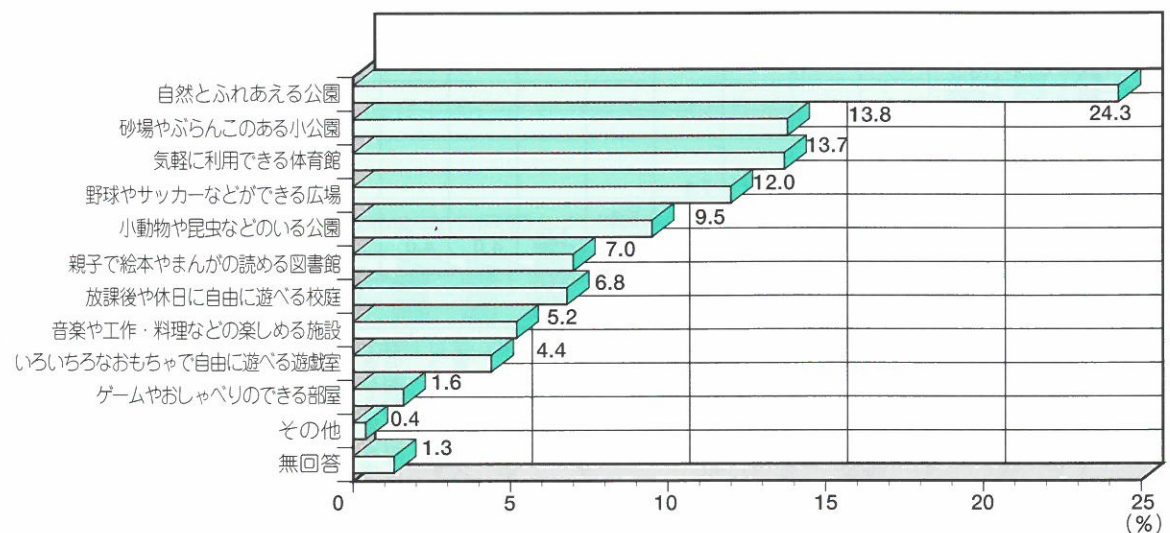
問16-1 問16で3~7を選んだ方にお聞きます。そのとき特に困ったことは何でしたか。次の中から2つ以内で選んでください。



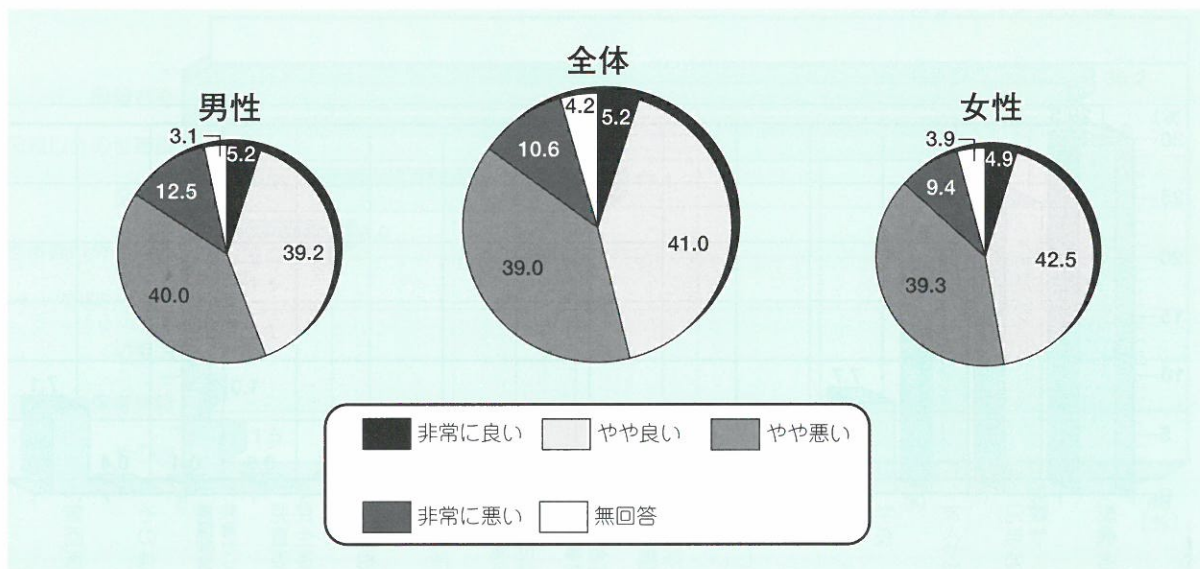
問17 お子さんのいらっしゃる方にお聞きします。あなたは子どものことで悩みや心配ごとがあるとき（あったとき）にどこに相談しますか（しましたか）。次の中から3つ以内で選んでください。



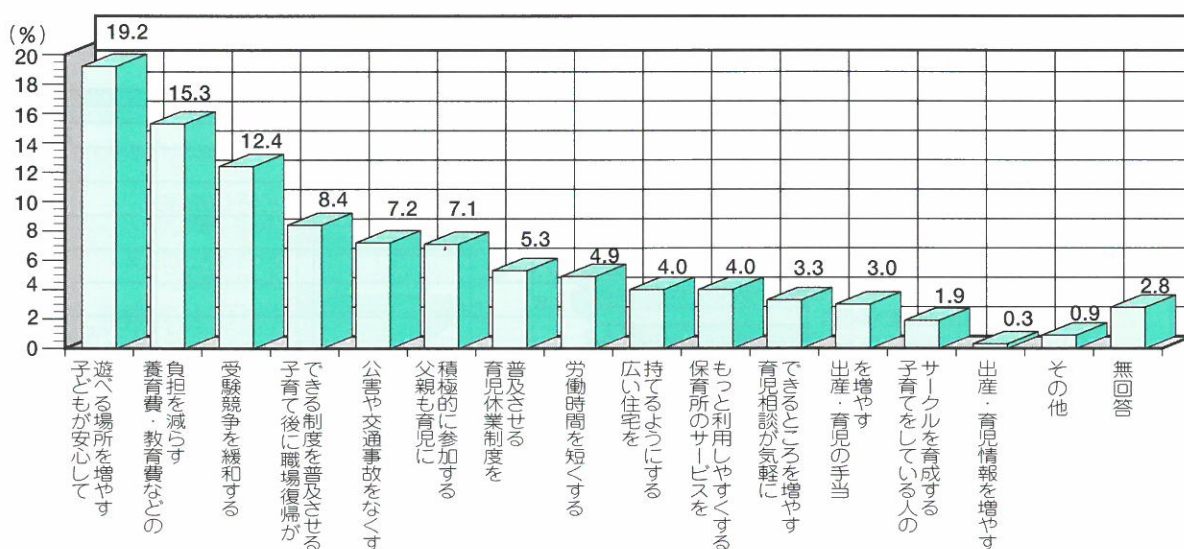
問18 あなたは、子どもの遊び場としてどのようなところが欲しいと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。



問19 あなたは現在の子育てを取り巻く環境について、どう感じますか。次の中から1つ選んでください。



問19-1 問19で「やや悪い」または「非常に悪い」とお答えになった方にお聞きします。それでは、よくするにはどうしたらよいと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。



今後の子育て支援のための施策の基本的方向について

(エンゼルプラン)

平成6年12月16日

文 部 省
厚 生 省
労 働 省
建 設 省

1. 少子化への対応の必要性

平成5年のわが国の出生数は、118万人であり、これは、戦争直後（昭和22年）の268万人の半分以下である。また、女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.46と史上最低を記録した。

少子化については、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等の影響が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、少子化の原因や背景となる要因に対応して子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生き育てることができる社会を形成していくことが必要である。

子育てはとかく夫婦や家庭の問題ととられがちであるが、その様々な制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会の役割でもある。そうした観点から子育て支援社会の構築を目指すことが要請されている。

2. わが国の少子化の原因と背景

(1) 少子化の原因

(晩婚化の進行)

わが国においては、男女とも晩婚化による未婚率が増大している。昭和50年頃から未婚率は、どの年齢層においても上昇しており、特に、25歳から30歳までの女性についてみると、未婚率は昭和50年に18.1%であったものが平成2年には40.2%と飛躍的に増大している。

(夫婦の出生力の低下)

夫婦の持つ子ども数を示す合計結婚出生率は昭和60年には2.17であったが、平成元年には2.05とわずかであるが低下している。今後、晩婚化の進行が止まっても年齢的な限界から子どもを生むことを断念せざるを得ない人が増加し、出生率は低下傾向が続くという予測もある。

(2) 少子化の背景となる要因

(女性の職場進出と子育てと仕事の両立の難しさ)

わが国においては、女性の高学歴化、自己実現意欲の高まり等から女性の職場進出が進み、各年齢層において労働力率が上昇しており、将来においても引き続き伸びる見通しである。一方で、子育て支援体制が十分でないこと等から子育てと仕事の両立の難しさが存在していると考えられる。

(育児の心理的、肉体的負担)

わが国の夫婦の子育てについての意識をみると、理想とする子ども

も数を持つとしない理由としては、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないという理由がかなり存在している。また、晩婚化の要因としても、女性の経済力の向上や独身生活の方が自由ということのほかに、家事、育児への負担感や拘束感が大きいということがあげられている。

（住宅事情と出生動向）

わが国においては、大都市圏を中心に、住宅事情が厳しい地域で、出生率が低いという傾向がみられる。

（教育費等の子育てコストの増大）

平成5年の厚生白書によると、子どもを持つ世帯の子育てに要する経費は相当に多額なものになっており、夫婦と子ども2人世帯のモデルの場合、第2子が大学へ入学する時点での子育てコストは可処分所得の約70%と試算される。また、一方で、近年教育関係費の消費支出に占める割合も増加してきている。

3. 子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点

（施策の趣旨）

子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつある中で、少子化傾向が今後とも続き、子ども自身に与える影響や将来の少子化による社会経済への影響が一層深刻化し、現実のものとなることを看過できない状況にある。

従来から子育て支援のための施策は、国及び地方公共団体等で講じられてきたが、21世紀の少子・高齢社会を目前に控えた現時点において、子育て支援を企業や地域社会を含め社会全体として取り

組むべき課題と位置付けるとともに、将来を見据え今後概ね10年間を目途として取り組むべき施策について総合的・計画的に推進する。

(基本的視点)

その際、以下の視点に立つことが必要である。

- ① 子どもを生むか生まないかは個人の選択に委ねられるべき事柄であるが、「子どもを持ちたい人が持てない状況」を解消し、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整えること。
- ② 今後とも家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、国、地方公共団体、地域、企業、学校、社会教育施設、児童福祉施設、医療機関などあらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築すること。
- ③ 子育て支援のための施策については、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮すること。

4. 子育て支援のための施策の基本的方向

子育てにかかる状況を勘案すると子育て支援のための施策の基本的方向は次のとおりとする。

(1) 子育てと仕事の両立支援の推進

育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ労働者が子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境を整備する。さらに、低年齢児保育の拡充など保育サービスの整備を図るとともに保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化を進める。

(2) 家庭における子育て支援

子育ては家庭の持つ重要な機能であることに鑑み、その機能が損なわれないよう、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなど含め、家庭生活における子育て支援策を強化する。

また、核家族化の進行に伴い、育児の孤立感や不安感を招くことにならないよう、安心して出産できる母子保健医療体制を整備するとともに、児童委員等のボランティアの協力のもとに地域子育てネットワークづくりを推進する。

(3) 子育てのための住宅及び生活環境の整備

ゆとりをもって子どもを生き育てることができるよう、良質な住宅の供給及び住替えの促進等により、ライフサイクルに応じた住宅の確保が容易にできるようにするとともに、家族のだんらんのあるゆとりある住生活を実現する。

子どもの健全な成長を支えるため、遊び、自然とのふれあい、家族の交流等の場、児童厚生施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、子どもにとって安全な生活環境を整備する。

(4) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進

子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するため、ゆとりある教育を実現する。また、青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験など

を通じて子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくりを推進する。

(5) 子育てコストの軽減

子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、社会全体としてどのような支援方策を講じていくか検討する。

5. 重点施策

今後、子育てのための支援策としては、基本的方向にそって、教育、雇用、住宅、福祉の面で総合的に推進していく必要があるが、少子化の原因や子育て家庭の意識等に鑑み、特に、次の施策を重点的に実施する。

(1) 仕事と育児との両立のための雇用環境の整備

- ① 育児休業給付の実施など育児休業を気兼ねなくとることのできる環境整備

雇用保険制度による育児休業給付を着実に実施する。また、事業主等に対し育児休業に関する相談・指導や円滑な職場復帰のための指導・援助を行う。

- ② 事業所内託児施設の設置促進など子育てしながら働き続けることのできる環境整備

育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の普及を進めるとともに、従業員向けに事業所内託児施設の設置や育児費用の経済的支援を行う事業主に対し援助を行うことにより、事業主による

育児支援措置への自主的取組みを促進する。

また、保育サービス等に関する地域の具体的な情報を提供するほか、育児相互援助活動への支援、両立支援施設の設置等地域における支援体制の整備を進める。さらに、仕事と育児との両立に必要な相談・指導・講習等を実施する。

③育児のために退職した者の再就職の支援

再雇用制度の普及を促進するとともに、再就職希望者に対し、職業情報の提供や自己啓発への援助、多様な就業ニーズに合った講習や職業訓練などを実施する。

④労働時間の短縮等の推進

年間総労働時間1800時間を実現するため、週40時間労働制の実現に向けた対策の推進、所定外労働削減に向けた啓発指導、及び年次有給休暇の完全取得に向けた労使の自主的な取組みの促進を図る。

また、働きながら子育てのできる条件整備を図る観点から、フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度の普及促進を図る。

(2) 多様な保育サービスの充実

①保育システムの多様化・弾力化の促進

保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化を進める。その際、駅型保育、在宅保育サービス等の育成・振興を図る。

②低年齢児保育、延長保育、一時的保育事業の拡充

ア. 低年齢児受け入れ枠の拡大

育児休業制度の定着、女性就労の増加等に伴い入所希望が増大すると見込まれる0歳児から2歳児までの低年齢児について、入所を必要とする低年齢児を保育所に受け入れられるようにする。

イ. 延長保育の拡充

通常の保育時間（おおむね午後6時まで）を超えて保育時間の延長を行う保育所を誰でも利用できるよう都市部を中心として普及整備する。

ウ. 一時的保育事業の拡充

母親が病気の時に緊急に児童を預けたり、仕事の都合で一時的な保育が必要なときに利用できるための一時的保育事業を普及整備する。

③保育所の多機能化のための整備

延長保育、乳児保育、相談指導等の多様なサービスを提供するため、保母配置の充実等を図る。

また、保育所が、地域子育て支援の中心的な機能を果たし、乳児保育、相談指導、子育てサークル支援等の多様なニーズに対応できるよう施設・設備の整備を図る。

④放課後児童対策の充実

昼間保護者のいない家庭の小学生（主に1年から3年）を対象に、児童館、児童センターや実情に応じ学校の余裕教室などにおいて、健全育成を行う放課後児童クラブを身近に利用できるようにする。

(3) 安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実

①地域における母子保健医療体制の整備

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにする等、母子保健医療体制の整備を進める。また、周産期、新生児の医療の充実のための施設・設備の整備を推進する。

②乳幼児健康支援デイサービス事業の推進

病気回復時の乳幼児で、保護者による家庭での育児が困難な児童が身近にデイサービスを受けられるよう乳幼児健康支援デイサービス事業を推進する。

(4) 住宅及び生活環境の整備

①良質なファミリー向けの住宅の供給

特定優良賃貸住宅、公団賃貸住宅等公的賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資等による良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給及び良質な持家の取得に向け積極的な誘導を図るなど、より質の高い住宅ストックの形成を促進する。また、公共賃貸住宅における世帯人員等に応じた住替えの促進を図る。

②子育てと仕事の両立、家族のだんらんのためのゆとりある住生活の実現

子育てと仕事の両立及び家族のだんらんのための時間のとれる住生活の実現を図るため、職住接近を目指した都心居住を推進するとともに、住む・働くなどの多機能を有するニュータウンの建設を促進する。

また、新たな住宅団地の開発や既成市街地の再開発に当たっては、保育所等の計画的立地を推進する。

③子どもの遊び場、安全な生活環境等の整備

公園、水辺空間などの身近な遊び等の場、家族が自然の中ですごせるオートキャンプ場、市民農園、自転車道等の整備を推進する。

また、ベビーカー、自転車等の安全を確保するための幅の広い歩道、コミュニティ道路、通学路等安全な生活環境の整備を推進する。

(5) ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実

①ゆとりある学校教育の推進

新学習指導要領の趣旨の徹底などによる教育内容・方法の改善・充実、豊かな教育環境の整備、入学者選抜方法の改善等による受験競争の緩和などの施策を着実に推進することにより、ゆとりある学校教育の確保に努める。

②体験的活動機会の提供等による学校外活動の充実

子どもが心身の調和のとれた成人となるために必要な生活体験・活動体験を豊かにするため、文化・スポーツ・社会参加・自然体験等の体験的活動の機会を提供する事業の充実、青少年教育施設の整備等により、学校外活動の充実を図る。

③子育てに関する相談体制の整備等による家庭教育の充実

親が安心して子どもを生き育てるための家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供、相談体制の整備や情報提供及び父親の家庭教育への参加促進等により、家庭教育に関する

る環境整備を行うとともに、幼稚園における教育相談や各種講座の開催など、幼稚園を核とした子育て支援事業を推進する。

(6) 子育てに伴う経済的負担の軽減

幼稚園就園奨励事業の推進を図ることなどにより、幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

また、授業料等を含めた学生生活費の上昇などに対応して、育英奨学事業の充実を図るとともに、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、私学助成の推進を図る。

乳児や多子世帯の保育料を軽減するとともに、共働きの中間所得層の負担軽減等の保育料負担の公平化を図る。

さらに、経済的負担の軽減の観点から、税制上の措置や児童手当、年金等の社会保障制度等を含め子育てコストへの社会的支援の在り方について検討する。

(7) 子育て支援のための基盤整備

①地域子育て支援センターの整備

子育て中の夫婦が身近に育児相談に出向き、保育サービスの情報提供、地域の子育てサークルへの参加などが可能となるよう、子育てネットワークの中心として保育所等に地域子育て支援センターを整備する。

②地方自治体における取組み

都道府県及び市町村において、国の方針に対応し、計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策を推進するための基盤整備を進める。

うつくしま子どもプラン

—ふくしま子育て新時代—

平成7年3月

編集・発行 福島県児童家庭課
〒960-70 福島市杉妻町2番16号
TEL (0245) 21-7174

印刷 タカラ印刷株式会社
〒960 福島市黒岩字中沖4-1
TEL (0245) 46-0322



うつくしま、ふくしま。